

燃えにくく、住みやすいまちへ

横浜市密集市街地における 地震**火災**対策計画

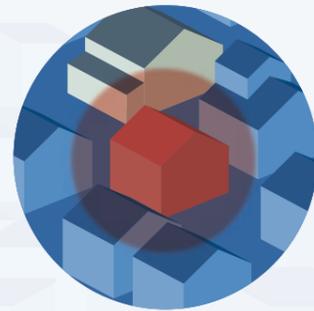


じつは怖い地震火災。備えられていますか？

同時多発的に火災が発生するおそれ

市内に336ある「対象地域」の町では

4 棟に1棟が
焼失の可能性



P17へ

車がすれ違えないような狭い道も多い…

幅 **4** m 未満の道路は
発災時には通れない可能性



P20へ

大切なのはわかっているけど、何から始めれば…



家庭や地域単位でできることや、
行政の取組など、様々な取組を紹介しています。

 家庭

家庭や個人が
取り組み、
横浜市が
支援するもの

 地域

地域が取り組み、
横浜市が
支援するもの

 横浜市

横浜市が
取り組むもの

P56へ

そもそも町内会の活動に人が集まらない…

参加しやすい活動に
なるための工夫を
紹介しています。



P38・48へ

古い家に誰も住まなくなった どうすればいいんだろう



解体や建て替えに使える制度や
解体後の土地を地域の人に
使ってもらう制度があります。

 相談窓口

P42・45へ

はじめに	4
1章 密集市街地と地震火災	5
1 横浜市の概況	6
2 地震火災とは	7
3 密集市街地	8
4 地震火災リスク	9
2章 これまでの地震火災対策の取組と課題	11
1 地形的特徴から見る地震火災対策	12
2 地震火災対策の経緯	13
3 地震火災対策方針における取組	15
4 効果検証	16
5 効果検証から見えた課題と新たな視点	19
3章 計画の目的と概要	21
1 目的と位置付け	22
2 対象範囲	23
3 延焼危険性の評価	24
4章 目指すまちの姿と取組の方向性	31
1 10年後に目指すまちの姿	32
2 取組の方向性	34
5章 具体的な5つの取組	35
1 各取組について	36
取組1 地震火災対策への意識醸成	37
取組2 延焼危険性の改善	39
取組3 逃げやすさの向上	46
取組4 地区単位での優先的・集中的な取組	50
取組5 被災後の復興まちづくりに向けた備え	52
2 取組効果と指標	57
6章 地震火災対策の進め方	59
1 取組の評価	60
2 取組の推進体制	61
用語解説集	63

はじめに

近年の地震や台風などによる被害の激甚化、頻発化する自然災害に備え、安全安心なまちづくりとして、災害対策の強化が求められ、その一つである地震火災対策についても被害の軽減を図る様々な対策を進めているところです。横浜市には、老朽化した建物が密集し防災上課題のある市街地が存在しています。このような地域では、地震による火災の被害が大きくなることが想定されています。そのため、地域特性に対応した災害対策の強化として、老朽化した建物の建替えや、狭あい道路の拡幅整備などを進めることにより、災害に強い市街地の形成を図るとともに、地域コミュニティの醸成による防災力の強化・充実を進めています。

これらの取組を、2014(平成26)年3月に「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」として策定し、令和4年度までを計画期間として重点的に取組が進められました。

これにより、一部の地域では、地震火災による被害想定軽減は見られましたが、今後も、防災・減災の取組をより効果的に進める必要があることから、令和5年度から令和14年度までを計画期間とする新たな「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」を策定します。

2023(令和5)年4月

横浜市地震火災対策推進プロジェクト

1章

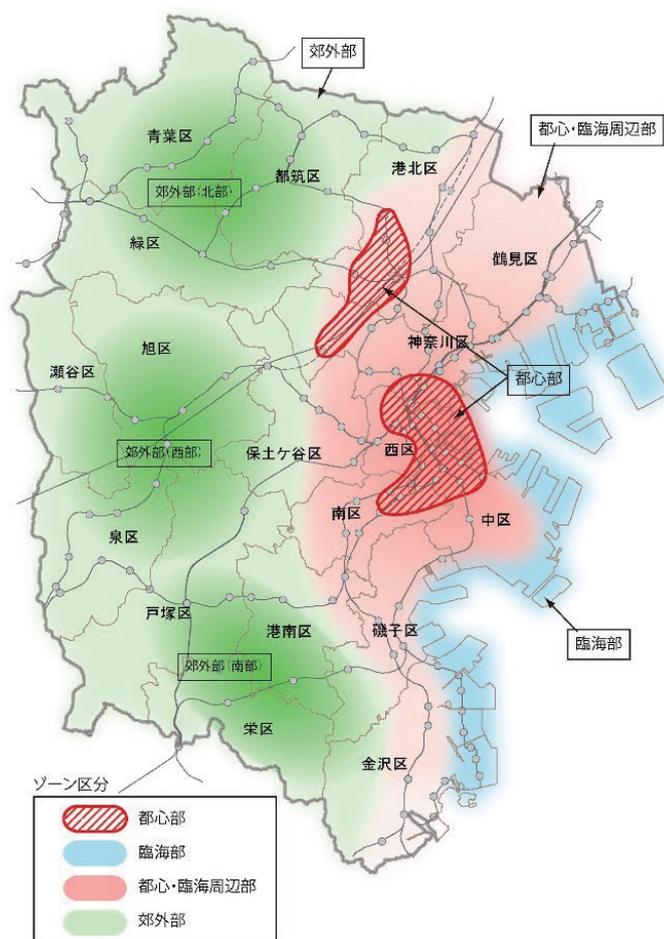
密集市街地と地震火災

1 横浜市の概況

横浜市は、1859(安政6)年の横浜港の開港を契機に都市が発展しました。その中心となる横浜港周辺の都心・臨海周辺部では、おおむね1960(昭和35)年までに市街地が形成されました。昭和30年代以降の高度成長期には、急激な人口増加により道路や公園などのインフラ整備が遅れ、地域によっては建物が無秩序に密集した状況が形成されました。

令和2年度現在、横浜市の建物棟数は、約88万棟で、このうち約59万棟が木造の建物となっています。特に建物が密集している地域は、老朽化した木造の建物が多く、住宅以外にも作業所や飲食店など用途が混在している場合もあり、発災時には被害が大きくなることが想定されます。

ゾーン図 出典：横浜市都市計画マスタープラン(平成25年3月)



2 地震火災とは

地震による様々な災害の中で、特に建物が密集している市街地においては、火災が大きな被害を及ぼすことが明らかになっています。阪神・淡路大震災では7,000棟を超える家屋が焼失し、また、関東大震災では焼失棟数は21万棟、死者・行方不明者のうち実に9割が火災によるものと報告されています。

大規模な地震時は、火災が複数の場所で同時に発生するおそれがあります。火災が同時多発的に発生すると、消防隊による消火活動が対応しきれない状態となり、延焼し被害が大きくなります。つまり、地震火災とは、地震により建物から「出火」し、それが「延焼」することです。

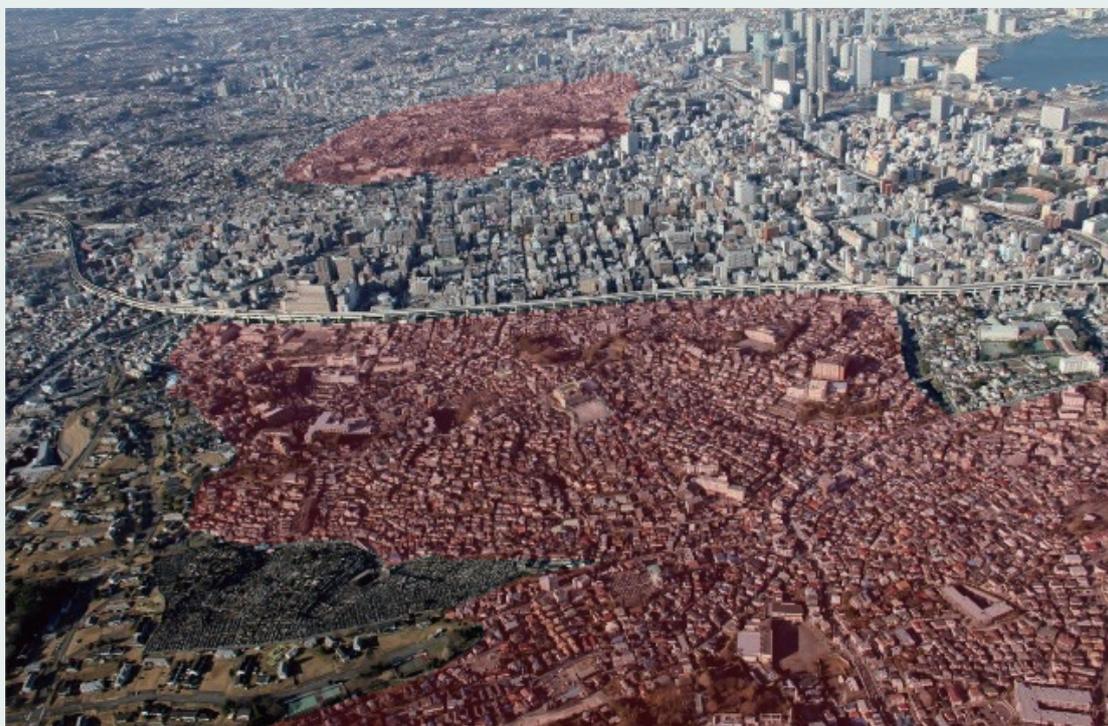
地震火災のイメージ



3 密集市街地

密集市街地とは、老朽化した建物が密集しており、道路が狭く公園等の空地が少ないことから、火災が発生すると延焼しやすく、避難しにくい市街地のことを言います。

密集市街地とみなとみらい21地区(赤部分は密集市街地を示す)



密集市街地の路地(神奈川区)

4 地震火災リスク

地震火災リスクとは、密集市街地において地震火災による延焼被害が集中することや建物倒壊により道路が塞がれることにより、消火活動に対応しきれないことや避難場所まで安全に避難できないことを言います。地震火災リスクを軽減するためには、密集市街地における地震火災対策が重要となっています。

地震火災リスク





主な地震火災とその被害

関東大震災

1923(大正12)年、南関東を中心に起こった関東大震災では、地震が昼食時に起こったこともあり、かまどや七輪を火元とする火災が同時多発的に発生し、被害を大きくしました。当時の消火装備は最新のものでしたが、消火装備の供給源である水道が断水したことで、最新設備も役に立たず、強風によって火災はたちまち延焼し、消防の対応力を超えました。横浜市においては、市内289か所から発生した火災により、わずか1日で横浜市の中心部を焼き尽くしました。



横浜大地図 附大正十二年大震災火災区域

出典：「関東大震災と横浜 廃墟から復興まで」
横浜都市発展記念館/横浜開港資料館, 2013

阪神・淡路大震災

1995(平成7)年、兵庫県南部周辺を中心に起こった阪神・淡路大震災では、地震発生直後に少なくとも神戸市内50か所以上で火災が同時多発的に発生し、地震発生後からわずか1日で出火件数は109件に上りました。特に密集市街地での建物倒壊や火災による被害が顕著であったことから、



発災後の神戸市上空 出典：神戸市

延焼遮断帯の整備など都市大火を防ぐというこれまでの防災対策に加え、密集市街地における地区レベルでの避難路の確保などの対策が本格化するきっかけとなりました。

2章

これまでの地震火災対策の 取組と課題

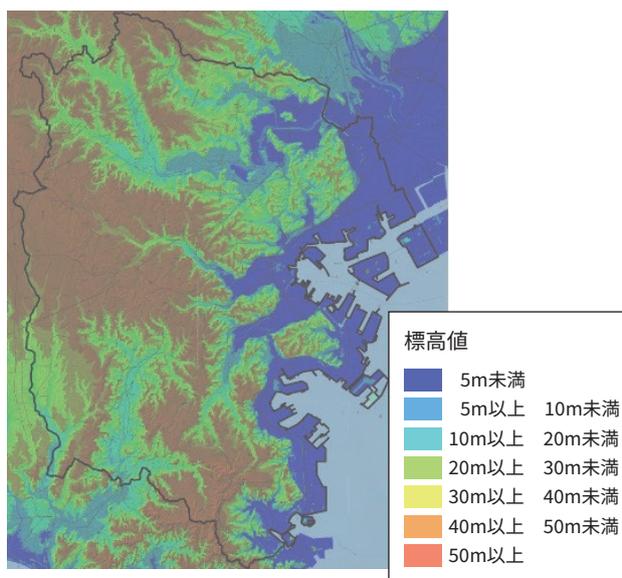
1 地形的特徴から見る地震火災対策

横浜市は、海沿いの低地部から丘陵部まで起伏に富んだ地形となっており、日本の斜面都市を調査した結果によると、斜面地にある市街地が最も多い都市として横浜市が挙げられています。(※)

この地形的特徴は密集市街地でも同じです。急な坂道や階段が多く、狭い道に沿って斜面地の奥まで住宅が広がっているような街並みが多く見られます。

起伏に富んだ地形では、平地に比べて高低差への対処が必要になることから延焼遮断帯の形成に難しい面があります。このため、個別の老朽建築物の建替えによるまちの不燃化や、地域のみなさんが主体となる取組等を合わせて、総合的に地震火災対策を進めていく必要がありました。

横浜市の高低差の状況 出典：地理院地図(電子国土WEB)より作成



起伏のある密集市街地



階段に沿って密集した建物



2 地震火災対策の経緯

2012(平成24)年10月に公表した「横浜市地震被害想定」では、2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害を想定しました。この中で、横浜市内で大規模な地震が発生した場合、最大で77,700棟(約10棟に1棟の割合)の建物が火災により焼失すると想定されています。

これを受け、2013(平成25)年3月に「横浜市防災計画(震災対策編)(以下、「防災計画」という。)」を修正し、被害想定を軽減するための減災目標を新たに設定しました。特に火災による被害が大きいことから、横浜市の建物被害棟数(全壊・焼失)を50%減少するという減災目標を掲げ、火災による被害の軽減を重点項目の一つとし、横浜市全域において出火率の低減や初期消火力の向上、火災に強い都市空間の形成など地震火災対策を進めています。

そして、火災による被害の軽減に向けた地震火災対策の指針として、2014(平成26)年3月には「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針(以下、「地震火災対策方針」という。)」を策定し、地震による火災の延焼被害が大きい地域を中心に対策を進めてきました。

また、地震時等において防災上多くの課題を抱える密集市街地の改善は都市の安全確保のため喫緊の課題であることから、国は、2021(令和3)年3月に閣議決定した「住生活基本計画(全国計画)」の中で、「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消を掲げ、この危険な密集市街地を「令和12年度までに概ね解消する」という目標を定めました。

● 解説 ●

減災目標(平成24年度時点)

被害想定を軽減するための3つの基本目標

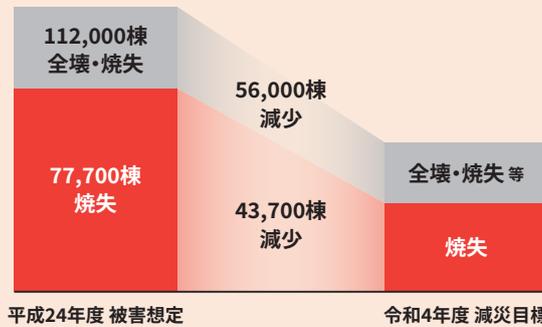
基本目標 I

被害を最小限に抑える

目標1 ▶ 死者数50%減少(約3,260人から約1,630人減少)

目標2 ▶ 避難者数40%減少(約577,000人から約230,800人減少)

目標3 ▶ 建物被害棟数(全壊・焼失)50%減少



基本目標 II

発災時の混乱を抑え、市民の命を守る

基本目標 III

被災者の支援と早期復興を図る

- ◆ 防災計画の令和4年度の見直しにより、減災目標の目標年次は令和4年度から5年程度延伸された。これに伴い、基本目標 I の目標2は「避難者数40%減少」から「避難者数55%減少」に修正。

出典：「防災計画」

3 地震火災対策方針における取組

地震火災による被害は特定の地域に集中することが想定されることから、この地域で優先的に地震火災対策を行うことが横浜市全体の地震火災リスクの低減につながります。そこで、地震火災対策方針では、全市における火災による建物被害77,000棟のうち、64,000棟が集中する地域を「対象地域」として絞り込み、この地域を中心に地震火災対策を進めてきました。この地域で特に重点的に対策を推進する地域を「重点対策地域」、それ以外の地域を「対策地域」としました。

対象地域の区域図 (平成24年度時点)

- 重点対策地域(不燃化推進地域)
- 対策地域



各地域の面積・焼失棟数(H24)



対象地域において建築物の不燃化や延焼遮断帯の形成などの防災まちづくり施策と、感震ブレーカーや初期消火器具の設置促進などの地域防災力・消防力向上施策との両輪で地震火災対策に取り組んできました。

また、地震火災対策方針に基づき、2014(平成26)年12月には「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例(以下、「不燃化推進条例」という。)」を制定し、地震火災が発生した場合の延焼により建築物に著しい被害が生ずるおそれのある地域で、特に建築物の不燃化を推進する必要があるものを「不燃化推進地域」として指定しました。

この地域では、2015(平成27)年7月1日以降に建物を建てる際、原則として「準耐火建築物」以上とすることが義務付けられ、防火規制の導入と補助制度との連動により、建築物の不燃化を促進してきました。

4 効果検証

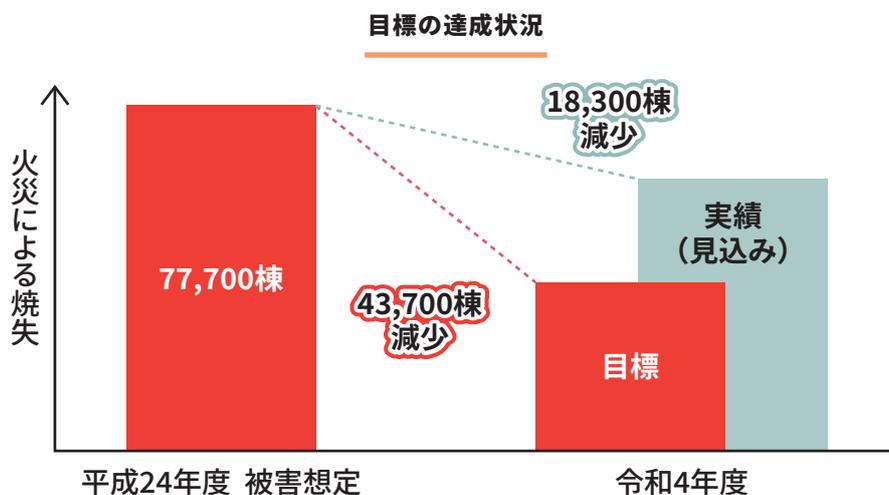
令和4年度末までの目標として、全市の減災目標のうち、「火災による建物被害」の軽減として被害棟数の43,700棟減少を目指して取組を進めてきたため、令和3年度に効果検証を行いました。

平成24年度時点の被害棟数と比較するため、2012(平成24)年公表の「横浜市被害想定」と同様の手法であるクラスター法により、全市の建物の用途・構造・築年数などの建物情報と下記表に示す令和4年度末までの取組の進捗状況見込みを入力値とし、被害棟数を算定しました。

主な取組と進捗状況

	主な取組	想定事業量	令和4年度末 進捗見込み
防災まちづくり施策	1 延焼遮断帯の形成 (1)都市計画道路整備	【道路整備3路線完了】 汐見台平戸線・泥亀釜利谷線・六角橋線	75% (用地取得ベース)
	(2)沿道不燃化	【沿道不燃化38箇所の完了】 山元線・桜木東戸塚線	55% (建替え必要箇所比)
	2 建築物の不燃化	耐火性の高い建築物の 建築件数 5,700棟	103%
	3 小広場等・防火水槽の整備	防火水槽の整備 (重点対策地域内の26基相当)	97%
地域防災力・消防力向上施策	4 感震ブレーカーの設置促進	補助 48,978件(累計)	45%
	5 家具転倒防止器具の設置促進	補助 1,801件(累計)	30%
	6 初期消火器具の設置補助及び普及促進	スタンドパイプ補助350件、 初期消火箱224基再整備	100%
	7 公設消防力の充実・強化等	非常用ポンプ車追加配備等 (重点対策地域5区内：9台配備)	97%

その結果、令和4年度末の達成状況は18,300棟の減少となり、目標値の約42%となる見込みです。



● 解説 ●

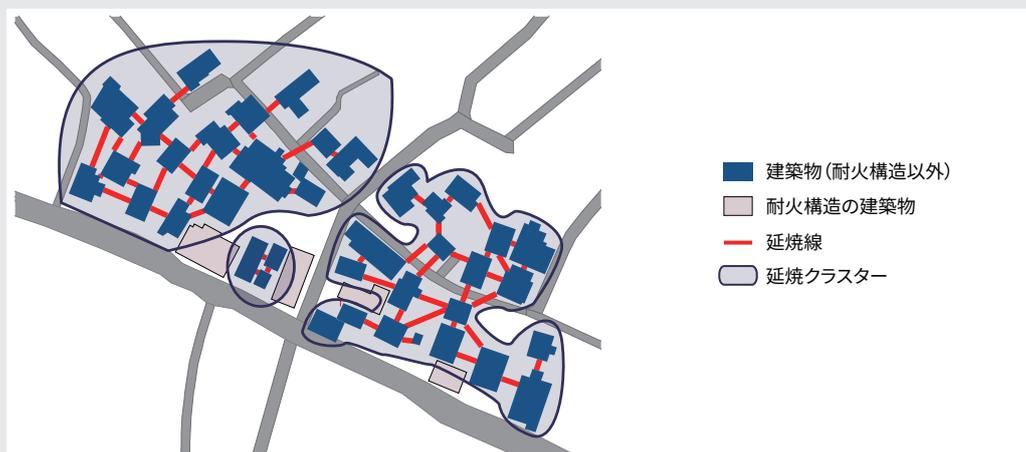
焼失棟数の割合の変遷

これまでの取組により平成24年度時点では約10棟に1棟の割合で焼失する可能性がありましたが、令和4年度時点では約15棟に1棟となりました。

なお、対象地域では、平成24年度時点では約3棟に1棟の割合で焼失する可能性がありましたが、令和4年度時点では約4棟に1棟となりました。

クラスター法とは

- 全体から延焼する範囲を特定するのに適しており、対象地域の設定に用いました。
- 建物の構造や用途、建物間の距離により延焼するか否か判断し、延焼する範囲を想定する手法です。

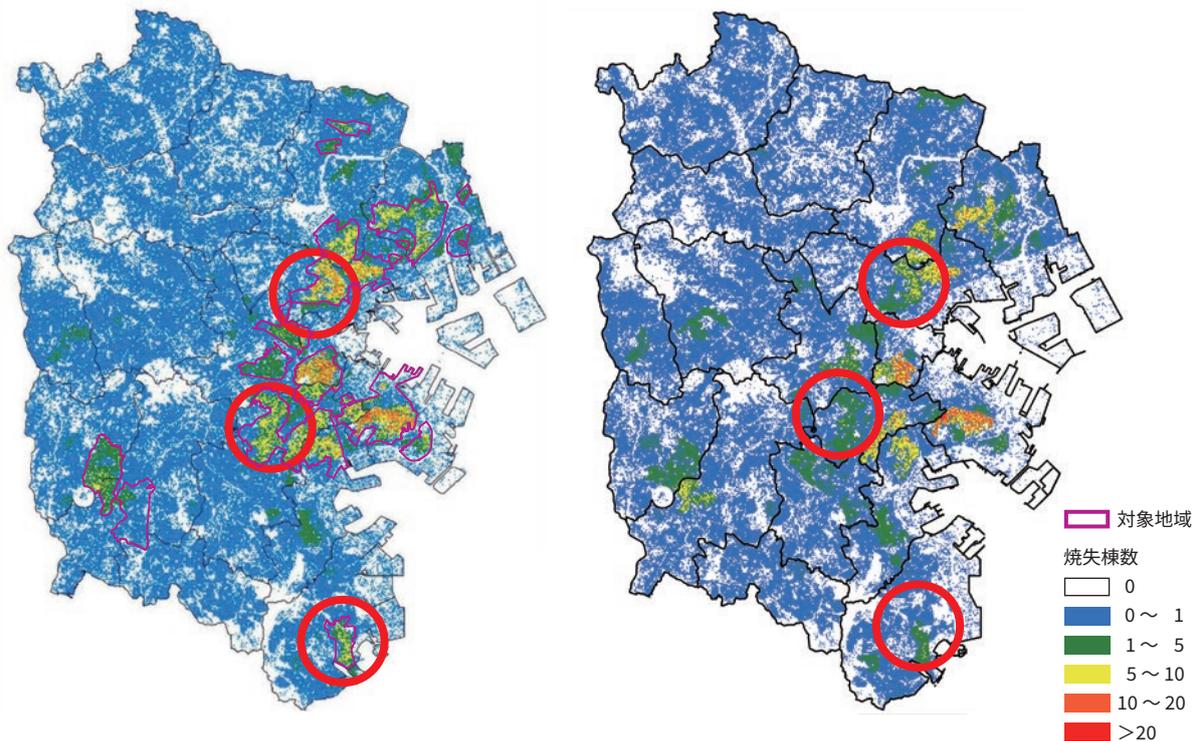


また、火災による建物被害の分布を地震火災対策の前後で比較した結果、下図の赤丸で示した神奈川区や南区、金沢区の一部で地震火災による被害想定が軽減が見られましたが、対象地域の多くでは建物被害が依然として、高いことがわかりました。

焼失棟数想定図

平成24年度時点 出典：「横浜市地震被害想定」

令和2年度時点



● 対策地域

重点対策地域に比べると建物の密集具合が比較的少ないことから、主に出火率の低減や初期消火力の向上を図る地域防災力・消防力向上により対策を進めてきました。全体的に軽減効果は見られますが、依然として延焼危険性は高いままです。

● 重点対策地域

特に建物が密集しており延焼危険性が高い地域であることから、地域防災力・消防力向上に加え、条例による防火規制などの防災まちづくり施策を進めてきました。これにより耐火性の高い建物が地域全体で増えています。神奈川区では建替えが多いことから、一部の地域では延焼危険性の改善が見られますが、重点対策地域全体では延焼危険性の高い地区が多く残っています。

以上のことから、それぞれの地域の特性に応じて取組を強化していく必要があります。

5 効果検証から見えた課題と 新たな視点

2014(平成26)年から進めてきた地震火災対策の効果検証を踏まえて振り返りを行い、以下の課題と新たな視点を含めて取り組む必要があることがわかりました。

課題

① 地震火災対策のさらなる周知・啓発

東日本大震災から10年以上が経過し、大規模地震に対する危機意識が薄れつつあります。さらに、防災まちづくり活動に取り組んでいる組織(防災まちづくり協議会)などがいない地域では、地震火災のリスクや取組等に関する周知・啓発が十分にできていない状況を解消していく必要があります。

② ハード対策の推進

地震火災対策におけるハード対策の一つである都市計画道路整備などの道路工事は、用地取得等に時間を要することから、当初の予定通り事業が進まない状況がありますが、引き続き取り組む必要があります。

③ 建替えの阻害要因の解消

老朽建築物を建て替えると耐火性が高くなるため、建替えが進むことで燃えにくいまちの実現につながります。しかし、道路に接していないことや建替えが難しい狭小敷地が多いこと、土地の所有者と建物の所有者、住民が異なるなど権利関係が複雑で建替えの合意形成が難しいことなど、建替えの意思があっても建替えができないケースが多く発生している状況があります。そこで、建替えの阻害要因を解消していく必要があります。

④ 対策の深度化

市域全域から延焼危険性の高い対象地域を選定し、一律に対策を進めてきましたが、今後は、対策を行う建物や路線などの優先度を考慮し、効果的に対策を進める必要があります。

新たな視点

- ① 地震火災が発生した際に、逃げ遅れを減らし、命を守るための「逃げやすさの向上」
- ② 効果的な地震火災対策のための「優先的・集中的な取組」
- ③ 被害を受けた場合に円滑にまちを再建するための「復興まちづくりへの備え」



大規模地震時の避難の困難さ

大規模地震時に同時多発的に火災が発生した場合、自宅等から早期に安全な場所へ避難する必要があります。避難場所として、市内各地に地域防災拠点・広域避難場所が指定されています。しかし、延焼危険性の高いエリアでは、道路が狭く、老朽建築物が密集していることから、地震時の建物倒壊により道路が塞がれる可能性があります。つまり、いざという時に、避難をしたくても道路が通れず避難できないことが想定されます。

阪神・淡路大震災においては、幅員4m未満の道路はほぼ全てにおいて建物倒壊により塞がりました。一方で、幅員8mを超える道路については自動車の通行もほぼ可能だったという記録があります。

このように、密集市街地では、狭い道路を通して避難することが難しくなるため、近くの避難場所の位置確認と、安全に避難するための複数のルートを、日ごろから把握しておく必要があります。

- ✖ 通れない道路
- 狭い道路



- ❗ 発災時には、狭い道路は通れないかもしれない
- ❗ 自宅から避難場所までは、事前に複数ルートを考えておく

3章

計画の目的と概要

1 目的と位置付け

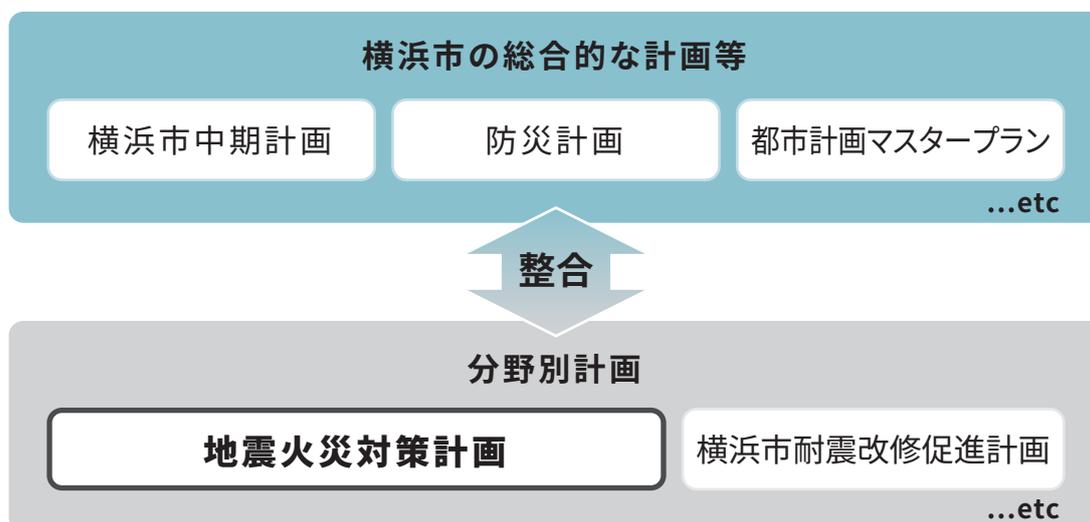
これまで進めてきた地震火災対策方針は令和4年度で終了しましたが、今後も防災計画に掲げる減災目標を目指し、対象地域において地震火災による「被害を最小限に抑える」対策を継続するとともに、防災の観点だけでなく、新たに生活環境を向上する観点を加え、地域の実情に合わせた地震火災対策を進める必要があります。

そのため、新たに令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とする「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」（以下、「地震火災対策計画」という。）を定め、「燃えにくく、住みやすいまち」の実現を目指します。

「地震火災対策計画」は、地震による様々な災害対策がある中で火災対策に限定し、取組を推進する範囲を密集市街地に絞り込んだ計画です。この計画では、密集市街地における延焼危険性を示す指標を新たに取り入れ、地域特性にあわせた取組により効果的に地震火災対策を進めます。

各取組を推進することにより、横浜市の総合的な計画である「防災計画」に定められた減災目標や「横浜市中期計画」における指標の達成につながります。また、「横浜市都市計画マスタープラン」との整合も図りながらまちづくりを進めていきます。

関連する計画の概念図

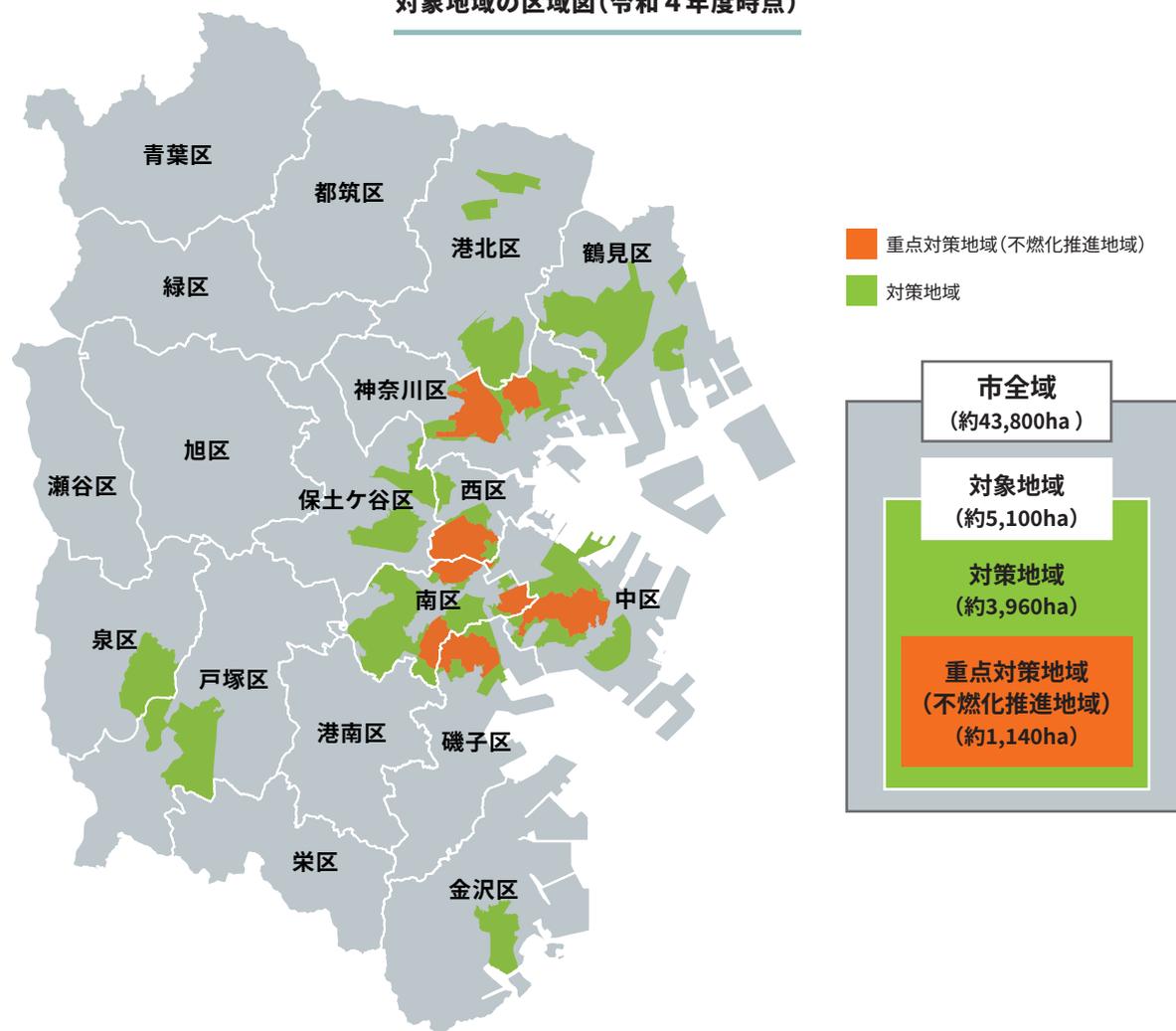


2 対象範囲

地震火災対策方針で重点的に取組を進めてきた密集市街地である「対象地域」において、引き続き対策を推進します。

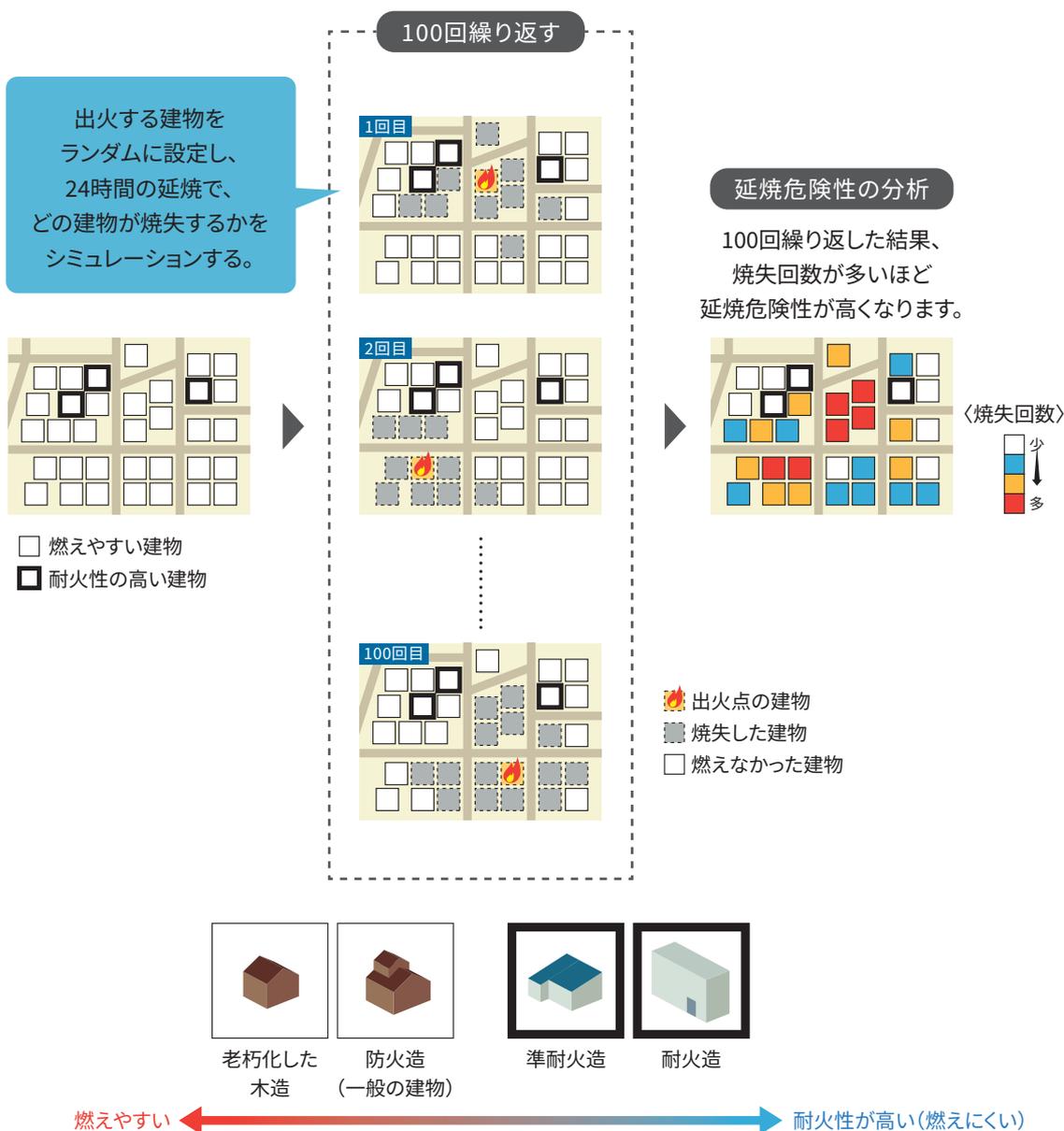
「対象地域」のうち、特に重点的に対策を推進する地域である「重点対策地域(不燃化推進地域)」は、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区のそれぞれ一部を対象とします。それ以外の地域である「対策地域」は、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区のそれぞれ一部を対象としています。

対象地域の区域図(令和4年度時点)



3章：計画の目的と概要

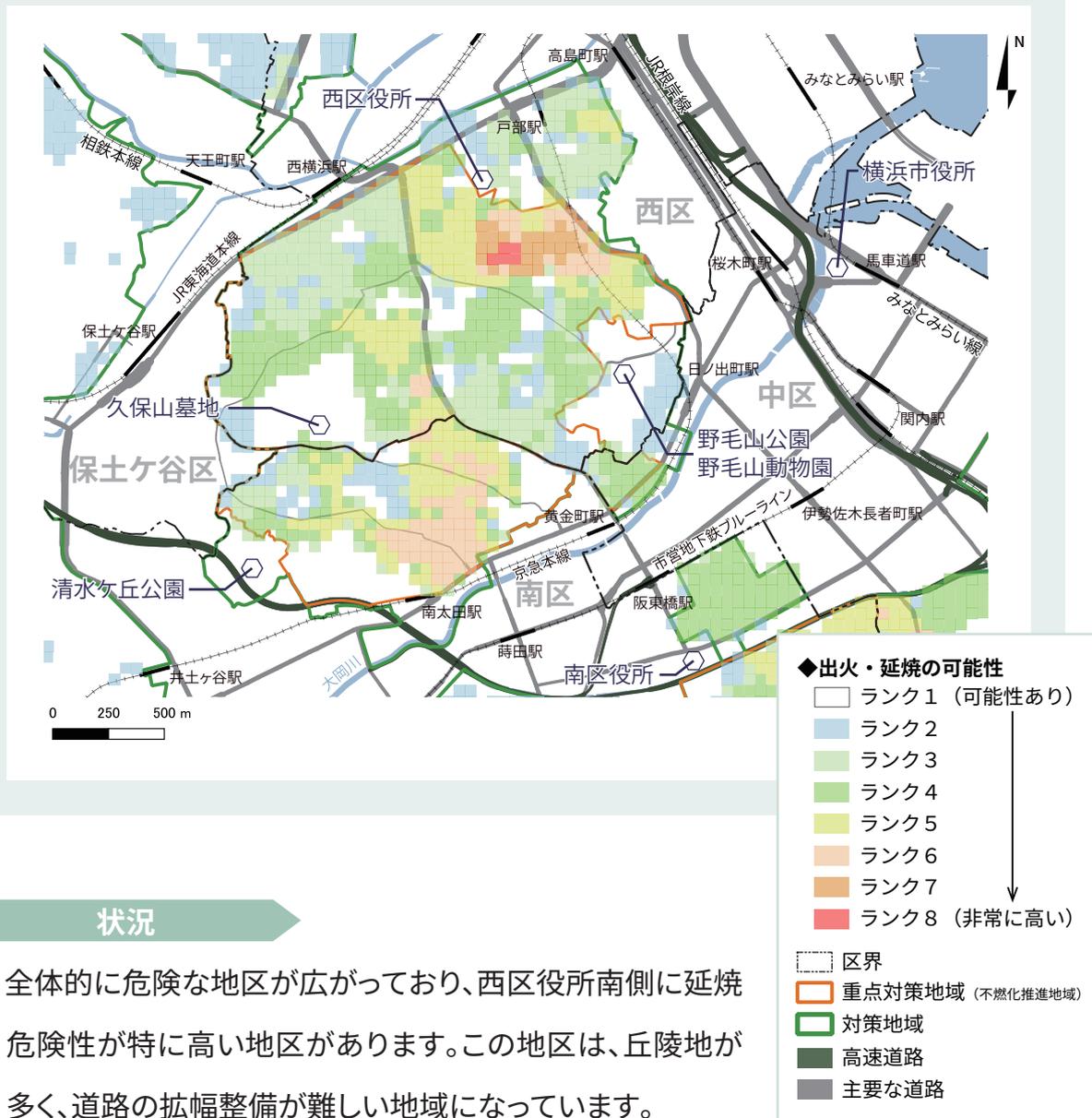
延焼シミュレーションによる分析イメージ



延焼のシミュレーションは、ある建物から出火した場合の周辺建物への燃え広がる状況を出火点などの条件を設定してシミュレーションするものです。

対象地域内で建物の用途や建築年代などから想定される火災の件数を集計し、その出火件数をもとに、24時間で何棟の建物が焼失するかを100回繰り返すシミュレーションを行い、延焼危険性を分析しました。

西・南区 周辺の延焼危険性(令和4年度時点)



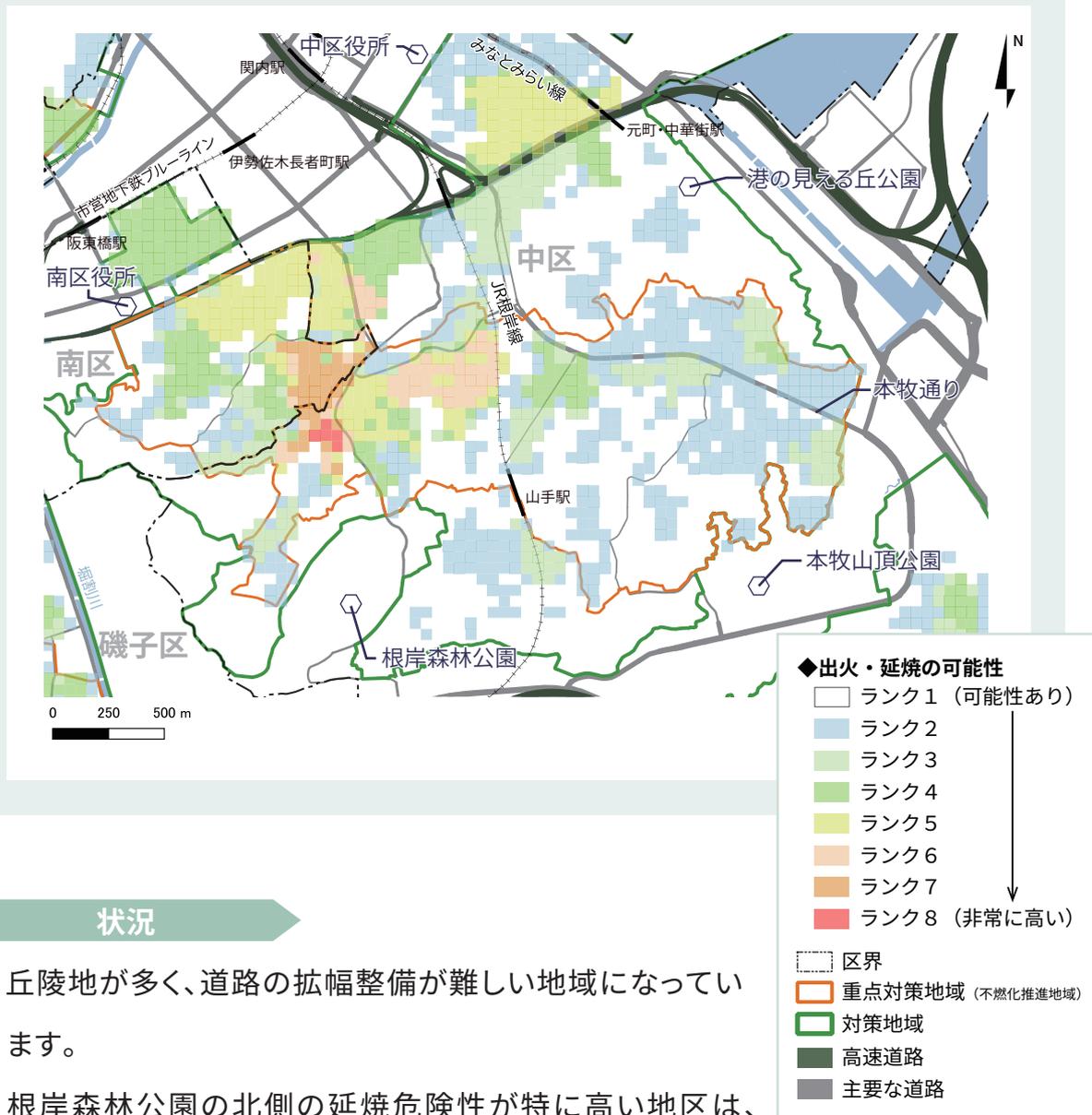
状況

- 全体的に危険な地区が広がっており、西区役所南側に延焼危険性が特に高い地区があります。この地区は、丘陵地が多く、道路の拡幅整備が難しい地域になっています。
- 全体的に建物が密集しており、地震火災発生時には避難先や消火活動を行う空間が少ない状況です。

状況を踏まえた対策

- 建替えをすることで延焼被害の軽減を図るため、集中的に建替えを促進する路線を選定します。
- 公園や広場の整備を行うことで、燃え広がりを防ぐとともに、防災活動の拠点となる空間を作ります。

中・南区 周辺の延焼危険性(令和4年度時点)



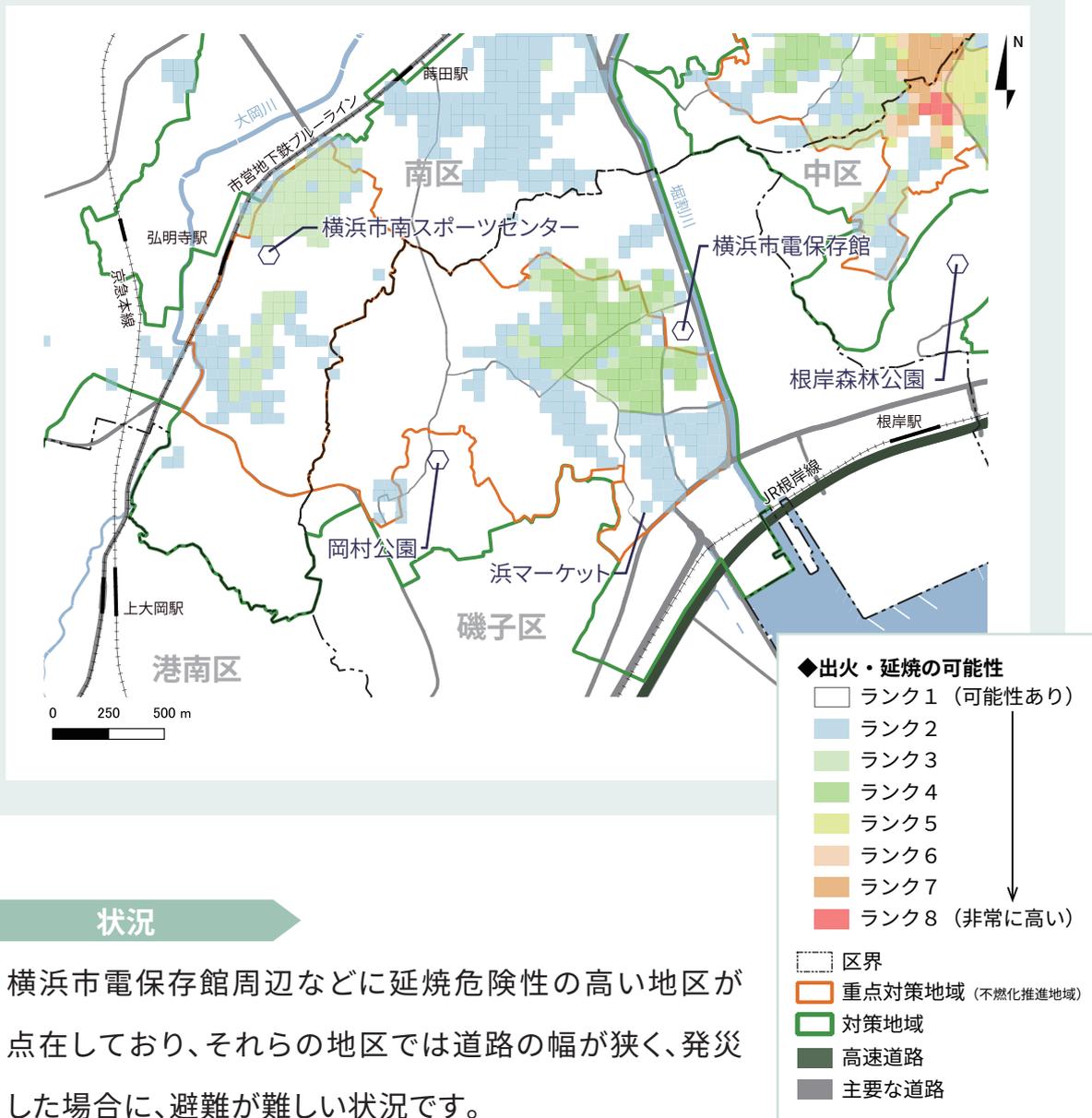
状況

- 丘陵地が多く、道路の拡幅整備が難しい地域になっています。
- 根岸森林公園の北側の延焼危険性が特に高い地区は、老朽化した建物が多く密集している状況です。
- 山手駅の東側の地区では、道路の幅が狭く、発災時は道路が塞がれ、いつも通っている道路から避難できない可能性があります。

状況を踏まえた対策

- 建替えを促進する路線を選定し、集中的に延焼被害の軽減を図ります。
- すぐに逃げられるよう、地域の地震火災リスクを把握するためのまち歩きや、各家庭で避難経路を確認するなど逃げやすさの向上を図ります。

磯子区 周辺の延焼危険性(令和4年度時点)



状況

- 横浜市電保存館周辺などに延焼危険性の高い地区が点在しており、それらの地区では道路の幅が狭く、発災した場合に、避難が難しい状況です。
- 過去に火災があった商店街では、狭小敷地が多く建替えが難しい状況です。

状況を踏まえた対策

- 地域の地震火災リスクを把握するためのまち歩きや、各家庭で避難経路を確認するなど逃げやすさの向上を図ります。
- 商店街では、建替えが可能となるような手法を地域とともに検討し、地震火災に強いまちづくりの支援を行います。

4章

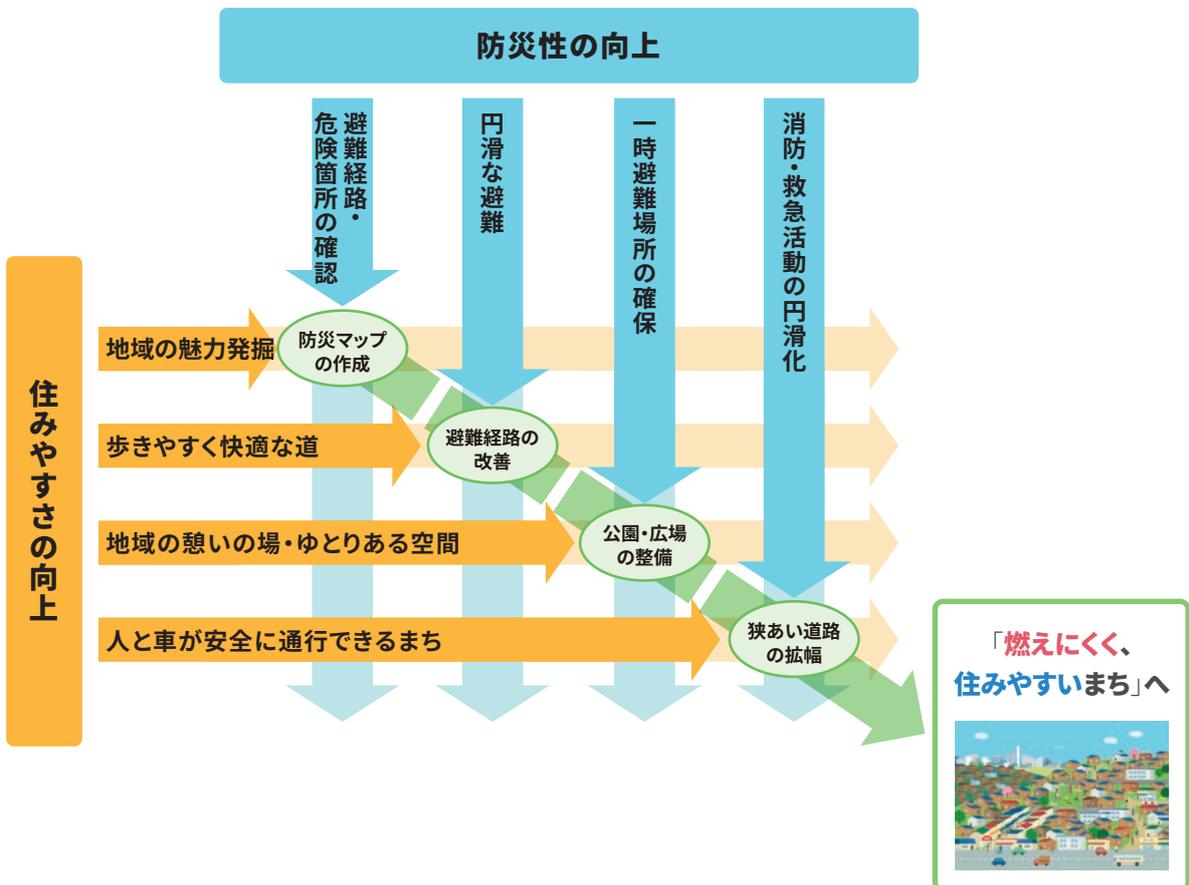
目指すまちの姿と取組の方向性

10年後に目指すまちの姿

地震火災の被害を軽減し、市民が安心して住めるよう
「燃えにくく、住みやすいまち」を目指します。

横浜市と市民が一体となり密集市街地における地震火災のリスクを認識し、地震火災のリスクを軽減するための防災性の向上に加えて新たに日常的な利便性や快適性の向上など住みやすさの向上につながる取組を進めることで、安全で快適な住みやすいまちへとつながります。

計画策定の目的 概念図



取組前のまちのイメージ



発災時のまちのイメージ

取組を行わずに
発災した場合



燃えにくく、住みやすいまちのイメージ

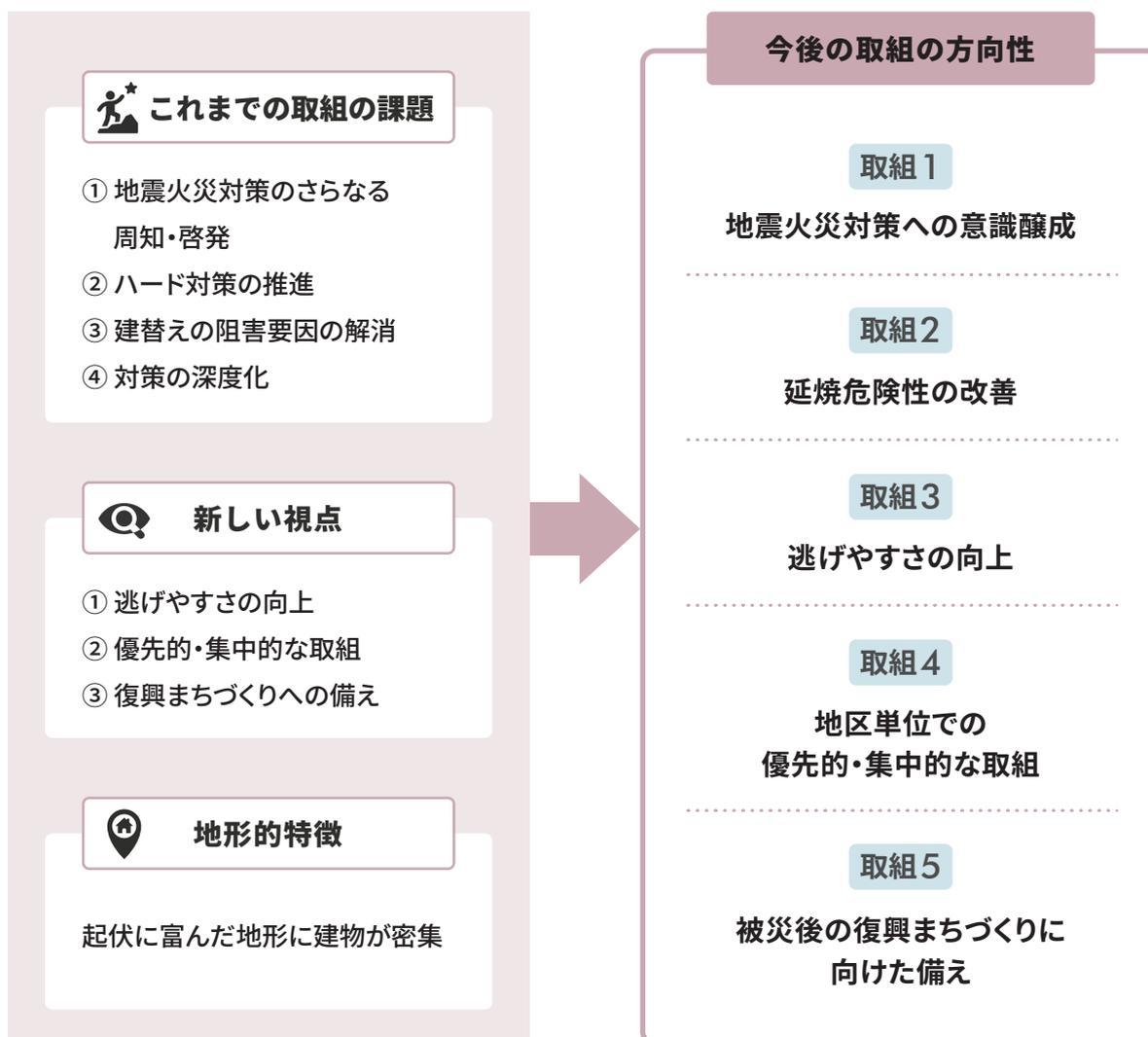
取組を行なった
場合



2 取組の方向性

「燃えにくく、住みやすいまち」の実現に向けて、対象地域における延焼危険性の現状や、これまでの火災による延焼被害の軽減に向けた取組の課題、市民のみなさんの命を守ることを最優先に考える新たな視点を踏まえ、今後の取組の方向性を決めました。

今後の取組の方向性のイメージ



5章

具体的な5つの取組

1 各取組について

地震火災対策は、「家庭」・「地域」・「横浜市」の3つの主体が以下の取組を一体となつて成し遂げることで初めて効果が得られるものです。地震火災リスクを軽減するために、それぞれが欠けることなく連携して取り組むことで、「燃えにくく、住みやすいまち」を実現します。

取組一覧

取組1	地震火災対策への意識醸成	 地域	 横浜市	P.37	
取組2	延焼危険性の改善 出火を防ぐ取組	 家庭		P.39	
	初期の消火活動を支える取組	 家庭	 地域	P.40	
	消火活動を強化する取組		 横浜市	P.41	
	燃え広がりを防ぐ取組	 家庭	 地域	 横浜市	P.42
取組3	逃げやすさの向上	 家庭	 地域	P.46	
取組4	地区単位での優先的・集中的な取組	 地域	 横浜市	P.50	
取組5	被災後の復興まちづくりに向けた備え	 地域	 横浜市	P.52	

各取組には、地震火災リスクを軽減するために取り組む主体を、下記のアイコンで示しており、横浜市はそれぞれの取組を支援していきます。

-  家庭 家庭や個人が取り組み、横浜市が支援するもの
-  地域 地域が取り組み、横浜市が支援するもの
-  横浜市 横浜市が取り組むもの

取組1 地震火災対策への意識醸成

具体的な取組 地震火災リスクの見える化と対策の啓発活動

1 | 延焼危険性の積極的な周知・説明

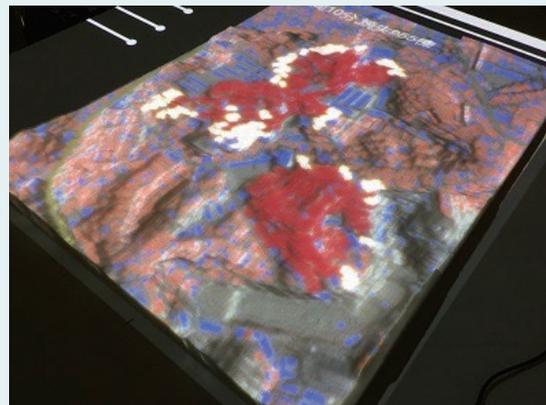


- 2021(令和3)年に行われた「横浜市民の防災・減災の意識、取組に関するアンケート調査」では、地震火災のリスクが市民のみなさんに十分に伝わっていないことがわかりました。そこで、延焼危険性を地域単位で公表し、地震火災リスクを改めて周知することで、危険性を知っていただき、地震火災について考えるきっかけとなるよう取り組みます。
- 地震火災リスクを周知する際には、燃え広がり様子の動画やまちの地形模型などを活用し、延焼危険性をよりわかりやすく伝えます。

地域での燃え広がり様子を
動画で見せながら行う説明会



燃え広がり様子を投影した
まちの地形模型



2 | 日常的に防災を意識するような広報や周知啓発の強化



地域



横浜市

- これまでの防災訓練は、炊き出しや避難訓練など同じ内容の繰り返し、若い世代が集まらない、などの課題があります。そこで、参加者の視点に立ち、防災をより身近に感じてもらうことや地域の防災活動の担い手を育成することを目的に「楽しい防災」など従来とは異なった視点で防災活動をする方々を招くイベントを開催します。
- ここで学んだことをもとに、自治会町内会等が、地域で実施する防災訓練などを、参加者が楽しめるイベント型の防災訓練として開催するなどの工夫をして、持続的な活動につながるよう支援します。



「楽しい防災」をテーマにした勉強会の様子

- 地震火災対策に関するサインなどを日常の生活の中に織り込ませることで、防災が自然に目に触れ、防災を意識するきっかけとなるよう取り組みます。



地震火災対策の取組を示すプレート



取組2 延焼危険性の改善

具体的な取組

出火を防ぐ取組

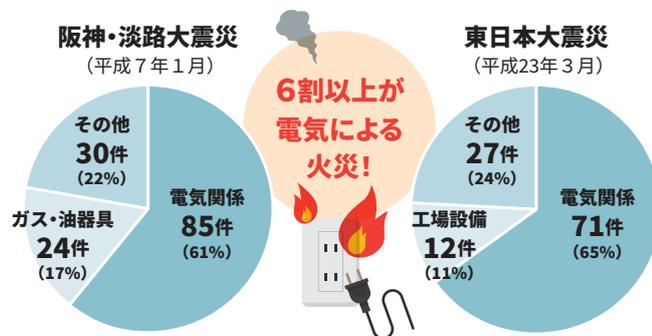
1 | 通電火災対策の促進



東日本大震災では、火災の原因の6割以上が電気に関係するものでした。大規模地震の発生時は電気ストーブなどの電熱器具等からの出火や停電後の電気復旧時に断線した電気コード等からの出火による通電火災が予想されます。この対策として、通電火災に関する周知啓発による避難時のブレーカー遮断や、大規模地震の発生時に自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」の設置等により、通電火災対策を促進することで、出火率の低減を図ります。



大規模地震時における火災発生状況 出典：横浜市危機管理室



2 | 家具転倒防止器具の設置



地震時は、火気器具等周辺の家具の倒れこみにより火災が発生することがあります。そこで、家具の転倒などを防止するための「家具転倒防止器具」の設置を推進することで、火気器具や電気機器による出火を防止し、出火率の低減を図ります。



感震ブレーカー設置促進 [はこちら](#)▶



家具転倒防止対策 [はこちら](#)▶



具体的な取組

初期の消火活動を支える取組

3 | 初期消火器具の整備等



- 大規模地震時は同時多発的に火災が発生する可能性があり、消防隊による消火活動ができない場合があります。そこで、地域のみなさんの協力により火災の初期段階で消火栓を使用した消火活動が行えるよう、自治会町内会等がスタンドパイプ式初期消火器具や初期消火箱を設置する場合に補助を行います。
- 設置された初期消火器具が経年劣化等によって使用不可とならないよう、定期的な更新に対する補助も行います。

スタンドパイプ式初期消火器具



初期消火箱



4 | 初期消火器具を使用した消火訓練の実施



地震火災が発生した際に、被害を少なくするために必要な初期消火等の活動が行えるよう、地域のみなさんに、各地区を所管する消防署等が防災に関する訓練指導を行っています。訓練指導では、自治会町内会等が設置した初期消火器具の使い方や消火訓練の実施を支援します。



消火栓と初期消火器具を用いた消火訓練の様子



初期消火器具の使用方法はこちら▶



具体的な取組

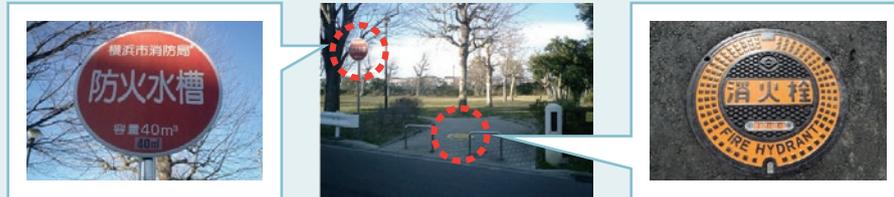
消防活動を強化する取組

5 | 公設消防力の強化



- 消防隊が消火活動を行うためには、消防水利が必要です。消防水利は、市内に様々な形態で設置され、その一つが防火水槽です。しかし、一部の地域では防火水槽が不足しており、消火活動に支障をきたすおそれがあります。そのため、地震火災時の消火活動に必要な防火水槽の整備に取り組みます。

消防水利の例



- 道路が狭いため火災現場に消防車両が近づけず、消防水利も不足する可能性があります。そこで、海や河川などから火災現場まで大量に送水できる資機材、水位が低い河川などから取水できる資機材、狭い道路でも進入し消火活動が可能なミニ消防車、そして予備の消防ポンプ車等を対象地域に優先的に配備しており、これらを適切に維持管理・更新します。

ミニ消防車



遠距離に送水するための資機材



● 解説 ● 防火水槽の必要性

防火水槽は、火災が発生した際に使用する水利の一つで、消火に用いる水を貯めておく施設です。阪神・淡路大震災では、水道管が破損したことで断水が発生し、消火栓を使用することができませんでした。そのため、防火水槽やプールのほか火災現場から遠く離れた海や河川から取水し、消火活動が行われました。

大規模地震時の地震火災対策として、震災時にも使用できる防火水槽を整備していくことが急務です。

具体的な取組

燃え広がりを防ぐ取組

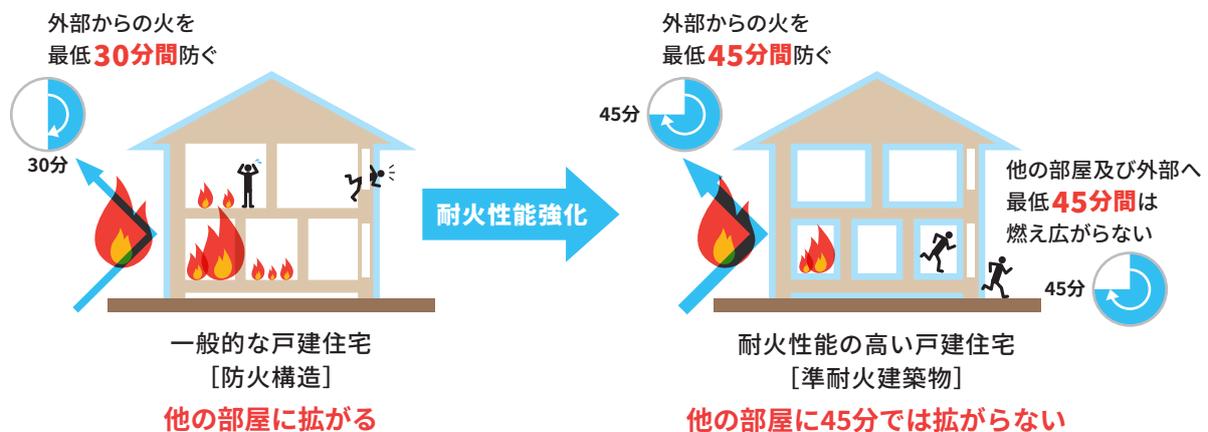
6 | 老朽建築物の解体と耐火性の高い建築物への建替え

家庭

横浜市

- 不燃化推進条例に基づき、防火規制を強化することにより「準耐火建築物など」の建築を義務付けることで延焼被害の軽減を図っています。

準耐火建築物とは [一般的な木造2階建の戸建住宅の例]



- 地震火災が発生すると、老朽化した住宅など耐火性が低い建築物は、その建物だけでなく、周囲の建物にも延焼被害を及ぼすおそれがあります。そのため、老朽建築物の解体や耐火性能の高い建築物に建替えることが火災・延焼被害を抑えるのに重要です。そこで、不燃化推進地域では、老朽建築物を解体する場合や、耐火性の高い建築物を建てる際に、工事費を補助する制度を設けています。防火規制と建築物の解体・建替の補助制度との連動により、面的に建築物の不燃化の促進を図り、地域全体の延焼速度を遅らせることで、延焼被害の軽減を図ります。

● 解説 ● 地震火災対策×住宅性能の向上

国では、脱炭素化に向けて2025年度以降に新築される原則全ての建築物を対象に、省エネ基準への適合を義務付けるとしています。老朽化した住宅の建替えを促すことで、耐火性の向上とともに省エネ性や耐震性を兼ね備えた住宅の普及につながります。



不燃化推進地域はこちら▶



建築物不燃化推進事業補助はこちら▶



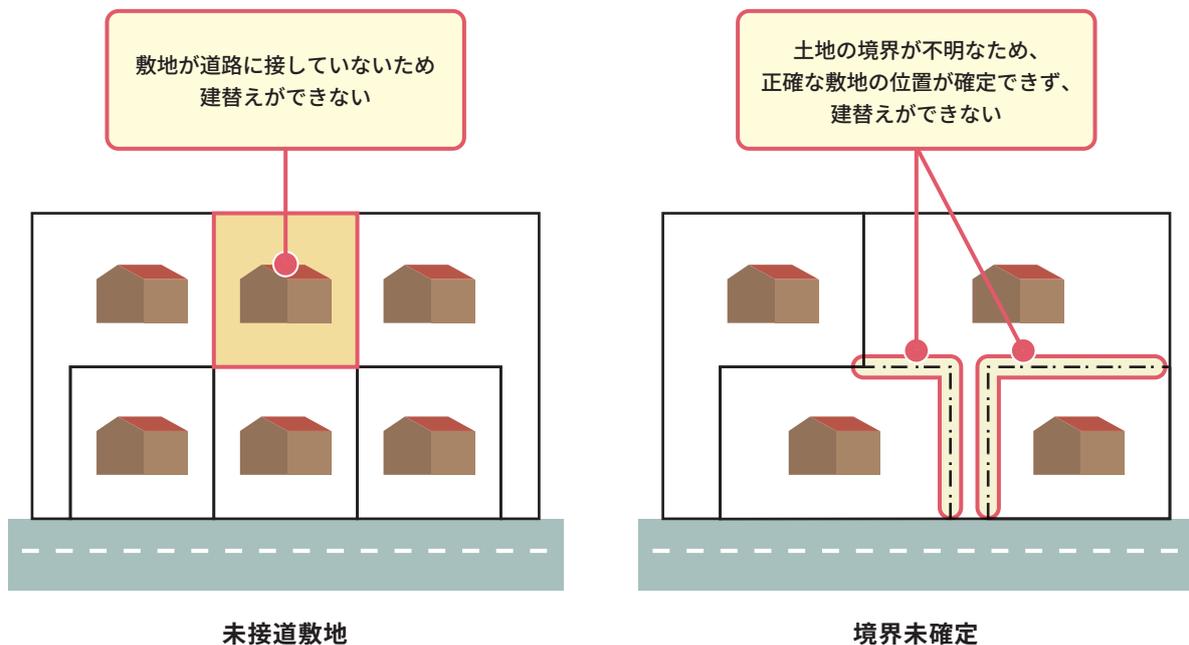
7 | 建替えの阻害要因の解消



敷地が道路に接していないことや土地の所有者・建物の所有者・住民が異なり、権利関係が複雑で建替えの合意形成が難しいことなど、建替えの意思があっても建替えができないケースが多く発生している状況があります。

このような要因を解消すべく、これまで派遣支援を行っていた建築士に加え、新たに司法書士や土地家屋調査士等の専門家による支援をすることで、課題に応じたアドバイスなどを行い、建替えの阻害要因の解消を図り、老朽建築物の解体や耐火性の高い建築物への建替えの促進につなげます。

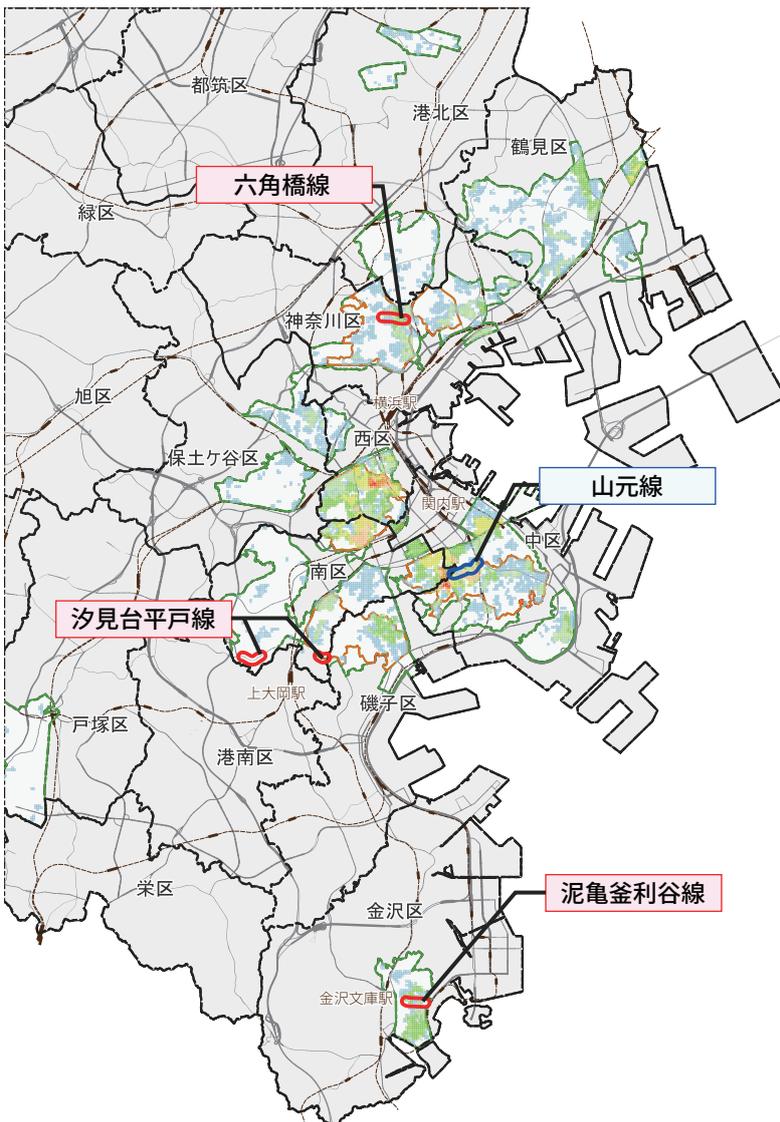
建替えができない建物の例



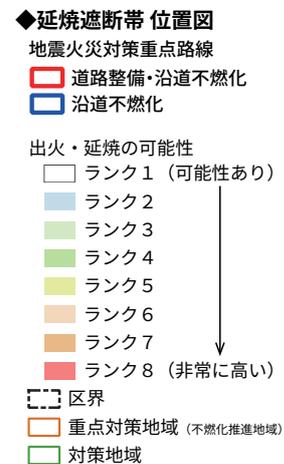
8 | 延焼遮断帯の形成



- 都市計画道路を整備するとともに、その沿道にある建築物の不燃化を促進します。
すでに整備が完了している都市計画道路は、その沿道にある耐火性の低い建築物の不燃化を促進します。この取組を進めることで、延焼遮断帯が形成され、延焼被害が軽減するとともに緊急車両の通行が可能となります。
- 対象地域において、以下の路線を「地震火災対策重点路線」として位置付け、都市計画道路の整備や沿道の不燃化を推進します。
 - ▶ 整備及び沿道不燃化：六角橋線(神奈川区)、汐見台平戸線(南区)、
泥亀釜利谷線(金沢区)
 - ▶ 沿道不燃化：山元線(中区)



地震火災対策重点路線の位置図



9 | 公園や広場の整備



地域



横浜市

- 対象地域の公園は、発災時の一時的な避難場所として使われることや、空間があることで密集している建物同士の延焼を防ぐことが期待されています。そこで、公園整備により発災時の避難や消火活動の円滑化を図ります。

また、「⑤公設消防力の強化」の取組と連携した防火水槽の設置など、防災機能を強化した公園整備の検討を進めます。



防火水槽や防災備蓄倉庫を設置している
本郷町ガス山公園(中区)

- 自治会町内会等のみなさんが、個人所有の土地をまちの防災広場として整備することに対し補助制度を設けています。広場を整備することで、日常の憩いの場や地域のお祭りの場として活用するなど地域コミュニティの活性化につながるほか、発災時は地域の防災活動の拠点としての活用を図ります。

老朽建築物を解体し、
防災広場を整備した例



防災広場を活用した
防災訓練の様子



関連
情報

身近なまちの防災施設整備事業補助(まちの防災広場)はこちら▶



取組3 逃げやすさの向上

具体的な取組

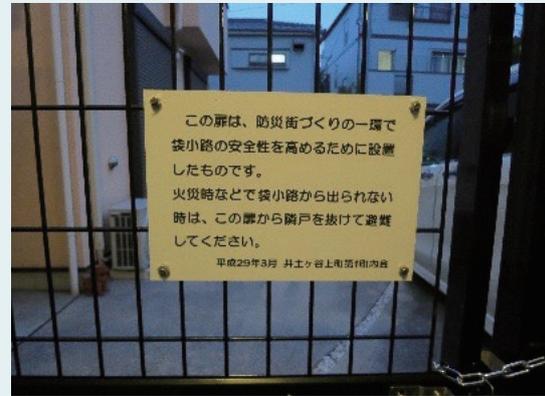
発災時の逃げ遅れを減らす取組

1 | まちの避難経路等の改善



避難経路が行き止まりにより通り抜けられない場合に扉などを設置することで行き止まりを解消する「避難経路の行き止まり改善」や、避難が安全に行えるよう、避難経路の舗装や階段等に手すりを設置するための「避難経路の安全対策」など、自治会町内会等が行うまちの避難経路等の整備に対し補助します。避難経路の改善を通して、逃げやすさの向上を図ります。

行き止まりを改善する避難扉の設置



身近なまちの防災施設整備事業補助
「まちの避難経路」行き止まり改善事業はこちら▶



身近なまちの防災施設整備事業補助
「まちの避難経路」安全対策事業はこちら▶



2 | 地域防災力の向上



- 大規模な地震発生時は、自ら身を守る自助や町の防災組織（自治会町内会等）を中心とした地域防災力などの共助の力は必要不可欠です。横浜市では、町の防災組織で活動しているみなさんに、防災・減災に関する研修を実施しています。防災・減災の知識を広く地域の中に浸透させ、地域における防災の担い手を育成し、地域の防災力の向上を図ります。
- 防災まちづくり協議会とまち歩きや防災まちづくり計画の作成等を行い、防災マップに反映するなど、地域の危険な箇所の把握・改善の支援を行います。
- 防災まちづくり協議会がない地域で、地震火災の取組に対する意識醸成を図るため、自治会町内会等が行う地域の地震火災リスクを把握するためのまち歩きや、避難経路や防災広場などの防災施設整備に向けたまちづくりコーディネーターの派遣といった活動支援を行います。

まち歩きの様子



防災マップの例(磯子区岡村中部自治会)



「防災まちづくり計画」等の一覧はこちら▶



まちづくり活動に取り組んでいる組織はこちら▶





COLUMN | コラム

地域の防災まちづくり活動の紹介

進化を続ける防災まちづくり活動（住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会）

本郷3丁目地区協議会の活動開始は2005年。災害に強い安全・安心出来るまちづくりを目指し、いざという時に自助・共助の力で助け合えるよう、2つの町内会で支え合いながら長期間に渡って活動を続け、今も次々と新しい試みに取り組んでいる。

協議会は、横浜市と協働して、町内を縦断する狭い道路の拡幅や災害時に防災拠点となるガス山公園の整備を行った。また、協議会が主体となり空家を解体して、防災広場も開設した。災害時には公園と広場を拠点として活用できるよう、継続的に防災訓練を行っている。

最近では、町内の詳細な危険箇所や発災時の行動等をまとめた小冊子「イエローブック」を協議会で独自に制作し、全戸に配布。災害弱者への対応等の新たな取組も始め、幅広い防災まちづくり活動を行い続けている。

イエローブック

DATA

名称……………住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会(中区本郷町3丁目)

活動開始年…2005年

総世帯数…約1,200世帯

全世代の参加者を呼び込む、面白い地域防災活動の工夫（白幡上町自治会）

「全世代型」をコンセプトに掲げて活動しているのが白幡上町自治会だ。「住民誰もが安全安心に暮らせるまち」を目指し、災害時の住民の避難と消火活動の改善という地域課題に対応すべく、2021年に活動を開始した。防災情報や地域活動の周知に力を入れており、自治会ホームページの開設に加え、回覧板に替えて自治会報を全戸配布化。さらに発災時の情報の速達性を考え公式SNSを開始、約350人が登録している。

子ども会と連携したクイズ式の防災訓練「Kamiちゃれ」の実施や、消火訓練を幼稚園園庭で行い当日朝にSNSで参加を呼びかける等、子育て世代をはじめ誰もが参加しやすい配慮が優しい。

今後は避難路となる道や階段、消防設備の整備などを検討中。輪を広げるため、同じ活動の繰り返しでなく、「面白い」と思ってもらう工夫を重ねている。

幼稚園での消火訓練

DATA

名称……………白幡上町自治会(神奈川区白幡上町)

活動開始年…2021年

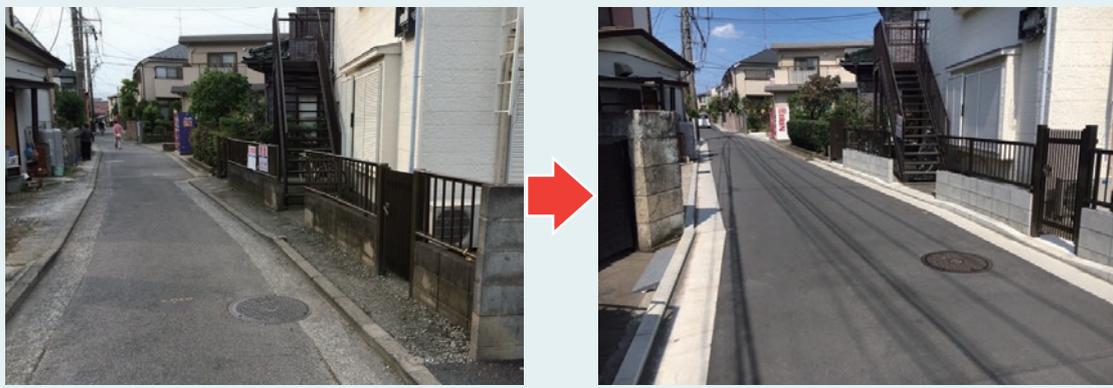
総世帯数…約1,400世帯

3 | 狭あい道路の拡幅整備の促進



「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき、狭あい道路の拡幅整備を促進し、消防や救急活動の円滑化や避難の迅速化等を図るため、敷地の後退に伴う支障物の除去・舗装費用などの補助や、市が後退部分の舗装を行う支援を行います。また、地域要望により交差点間を一体で拡幅する路線型整備を行います。

狭あい道路の拡幅整備



4 | 建築物の耐震化の促進



1981(昭和56)年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅・マンション・特定建築物については、耐震診断への支援や耐震改修費の補助等により、建築物の耐震化を促進し、道路閉塞等を防止します。



横浜市狭あい道路整備事業 [はこちら](#)▶



建物の耐震化支援 [はこちら](#)▶



取組4

地区単位での
優先的・集中的な取組

延焼危険性の結果から著しく危険な地区や、道路に接していない敷地などの課題を多く抱える地区などの特に対策が必要な地区において、優先的・集中的に危険性の改善に向けた取組を推進します。

具体的な取組

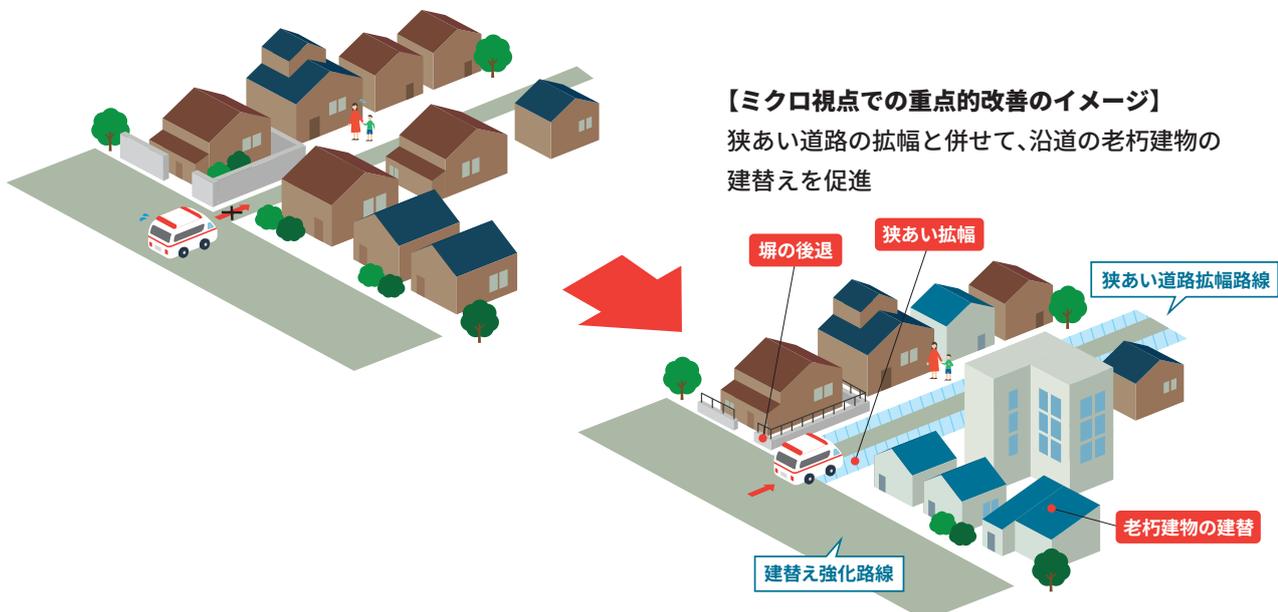
特に地震火災の危険性が高い地域における優先的取組

1 | 不燃化強化路線の指定



- 地域において、避難や延焼防止に有効と考えられる道路を「不燃化強化路線」として指定し、救急車なども通れる地域の避難路を確保します。
 - ▶ 「不燃化強化路線」の中で幅員が概ね4m以上ある道路を「建替え強化路線」とし、解体や建替えの補助制度の拡充等により集中的に建替えの促進を図ります。
 - ▶ 幅員が概ね4m未満で「建替え強化路線」や地域の避難場所につながる避難に有効と考える道路を「狭あい道路拡幅路線」とし、地域との合意が得られた路線から狭あい道路拡幅工事を実施します。

特に対策が必要な地区における不燃化強化路線の整備イメージ



2 | 課題を多く抱える地区の改善



- 老朽建築物が多いため建替えの促進を図りたいが、道路に接していない敷地や建替えが難しい狭小敷地が多いなど防災上の課題を多く抱える商店街や地区に対して、地震火災リスクの軽減を図るため、地域の特性や実情に合わせた支援をします。



取組5

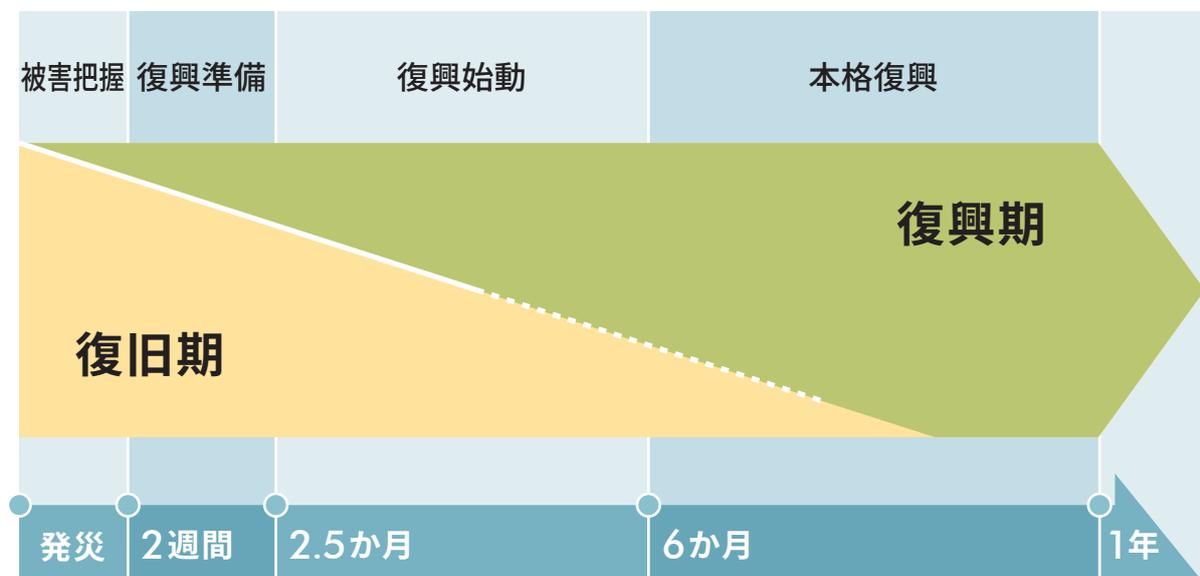
被災後の復興まちづくりに
向けた備え

被災後は、早期の復旧・復興が重要で、まちづくりの関係部署は復興に向けたまちづくりを担います。しかし、阪神・淡路大震災や東日本大震災等のこれまでの大規模地震時には、復興に必要な基礎データの不足や喪失、復興まちづくりに対応できる人材不足などにより、復興に影響が生じたことがありました。

被災後は、迅速かつ計画的な復興を円滑に行うため、被災した地区の被災状況及び周辺地域も含めた地形やインフラ整備状況など地区の特性を踏まえ、必要に応じ、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的な基盤整備を実施するため建築制限区域等の指定を行います。

復興まちづくりは、このような作業を非常に短期間で進める必要があるため、横浜市職員と市民のみなさんとの間で、復興まちづくりの具体的なイメージを平常時から議論し、共有しておくことが重要です。これにより、被災後の対応力を高めます。

発災から復興までの流れ



具体的な取組

被災後の復興の円滑化

1 | 復興まちづくり業務の円滑化に向けた取組



地域



横浜市

- 関係部署による復興まちづくりの図上訓練を行い、復興まちづくりに必要となる手続きや各部局の役割分担を事前に共有することで、策定に必要な手続きや具体的な作業を正確に理解することに加えて、復興業務を迅速かつ円滑に進められる体制づくりを目指します。さらに、図上訓練を通じて、地域特性や課題に対する事前検討に取り組みます。

図上訓練の様子



- 東日本大震災の基礎データに関する課題として、地籍調査を事前に実施していた市町村では、用地調査期間を大幅に短縮することができましたが、地籍調査が未実施であった市町村では、区画の確定や権利調査に遅れが生じ、事業計画の策定や事業実施に大幅な支障が生じた地区がありました。
そこで、平常時からの備えとして、密集市街地の中でも特に延焼リスクの高い地域において、土地の境界確定の支援を行うとともに、地籍調査を検討します。
- 被災後の復興まちづくりは、市民のみなさんとの合意形成のスピードがポイントです。地域のみなさんには復興まちづくりの意義を伝え、平常時から地域の課題を把握し共有しておくことで、被災後の復興が円滑に進められるよう、地域のみなさんを含めた訓練について検討を進めます。



復興関連 仮住まい

- 仮に被災して、今の住まいに住めなくなってしまったら、すぐに仮の住まいが必要になります。過去の震災では、そのような方の7～8割の方はご自身で『仮住まい』を確保しています。
- 仮住まいは、自宅の応急修理や自ら契約したアパートなどがあります。仮住まいの選択肢を持つことで、より良い住まいの再建につながります。
- このため、発災直後の避難先だけでなく、平時から『仮住まい』について考えることが大切です。横浜市では、リーフレット「かながわ仮住まい」を活用し、避難先・仮住まい先の多様な選択肢や、平時の備えの重要性などについて、市民のみなさまへの普及啓発を行っています。

かながわ仮住まいタイムライン

災害発生 → 避難先（仮住まい） → 仮住まい（仮住まい） → 仮住まい（仮住まい）

1 仮住まいの確保
2 避難先の選択
3 仮住まいの確保
4 仮住まいの確保
5 仮住まいの確保

【仮住まいの確保】
災害発生後、仮住まいの確保は、被災者の生活再建の第一歩です。被災者の生活再建を支援するため、仮住まいの確保は、被災者の生活再建の第一歩です。

【仮住まいの種類】
仮住まいには、自宅の応急修理や自ら契約したアパートなどがあります。

【仮住まいの確保方法】
仮住まいの確保方法は、被災者の生活再建を支援するため、仮住まいの確保は、被災者の生活再建の第一歩です。

2 避難先の選択

【避難先の選択】
被災発生後、仮住まいの確保は、被災者の生活再建の第一歩です。被災者の生活再建を支援するため、仮住まいの確保は、被災者の生活再建の第一歩です。

【仮住まいの確保】
仮住まいの確保方法は、被災者の生活再建を支援するため、仮住まいの確保は、被災者の生活再建の第一歩です。

3 仮住まいの確保

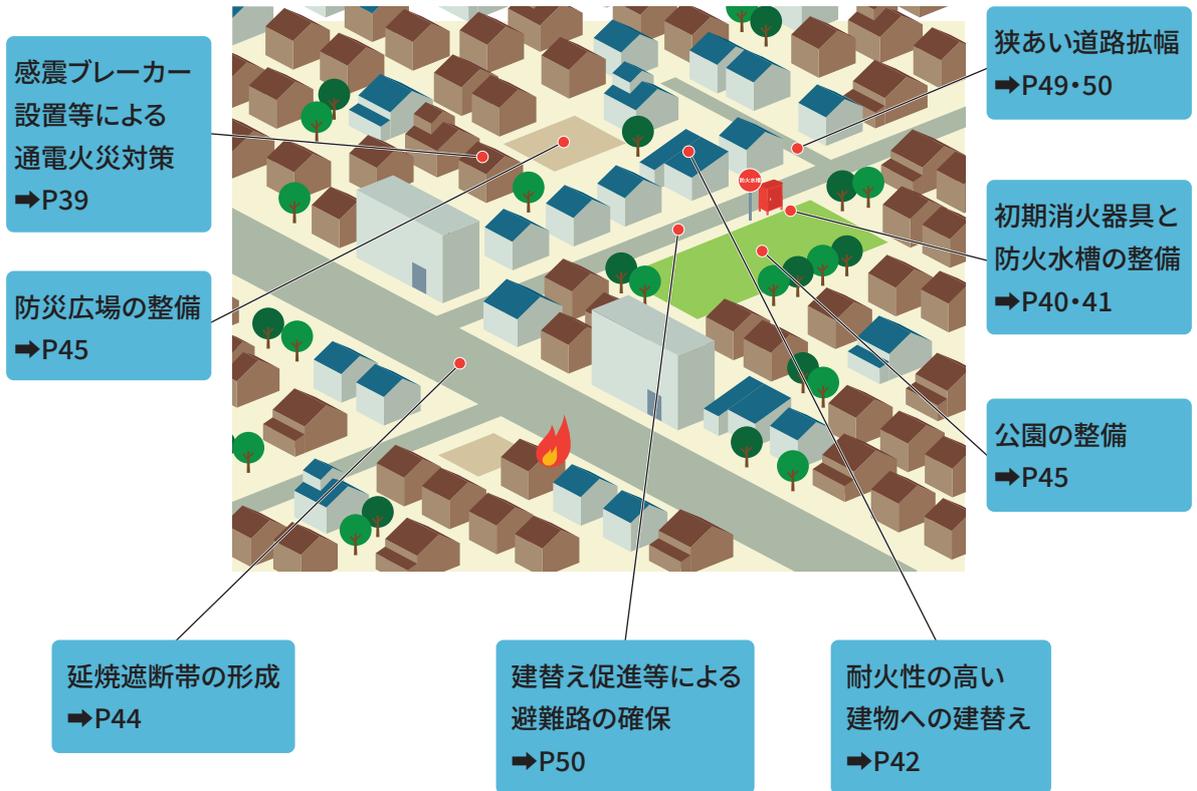
【仮住まいの確保】
仮住まいの確保方法は、被災者の生活再建を支援するため、仮住まいの確保は、被災者の生活再建の第一歩です。

かながわ仮住まい

【かながわ仮住まい】
仮住まいの確保方法は、被災者の生活再建を支援するため、仮住まいの確保は、被災者の生活再建の第一歩です。

【かながわ仮住まいの確保方法】
仮住まいの確保方法は、被災者の生活再建を支援するため、仮住まいの確保は、被災者の生活再建の第一歩です。

主な取組のイメージ



● 解説 ● 「燃えにくく、住みやすいまち」の実現に向けて

それぞれが地震火災のリスクを理解し取組を進めていくことで、地震火災による被害を軽減することや自分や周りの人の命を守るにつながります。

家庭・地域・横浜市が行う取組分類

家庭の取組



- 通電火災対策の促進
 - 家具転倒防止器具の設置
 - 初期消火器具を使用した消火訓練の実施 取組2
 - 老朽建築物の解体と耐火性の高い建築物への建替え
 - 建替えの阻害要因の解消
-
- 地域防災力の向上
 - 狭あい道路の拡幅整備の促進 取組3
 - 建築物の耐震化の促進

地域の取組



- 日常的に防災を意識するような広報や周知啓発の強化 取組1
- 初期消火器具の整備等
- 初期消火器具を使用した消火訓練の実施 取組2
- 広場の整備
- まちの避難経路等の改善
- 地域防災力の向上 取組3
- 狭あい道路の拡幅整備の促進
- 課題を多く抱える地区の改善 取組4
- 復興まちづくり業務の円滑化に向けた取組 取組5

横浜市の取組



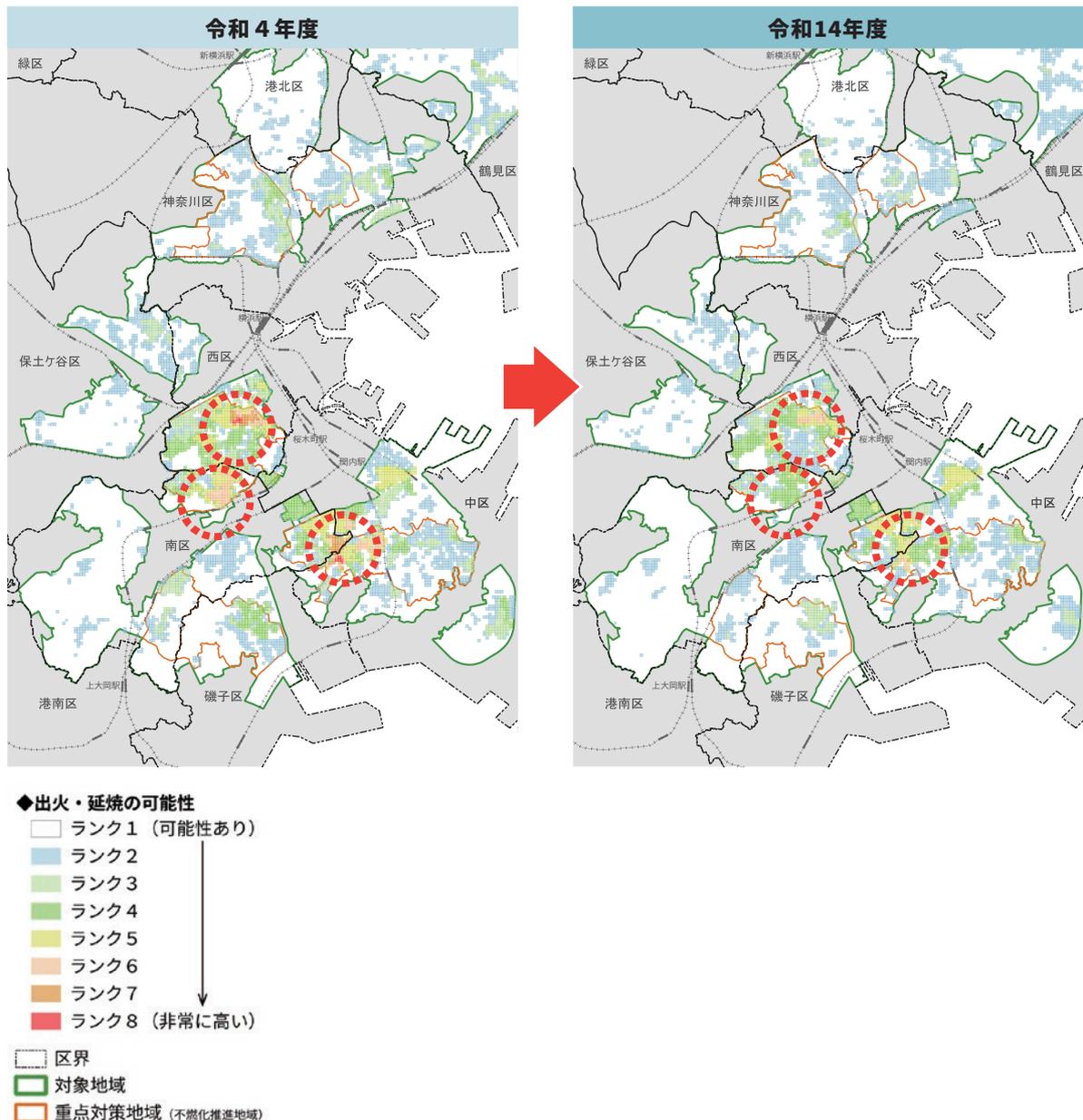
- 延焼危険性の積極的な周知・説明 取組1
- 日常的に防災を意識するような広報や周知啓発の強化
- 公設消防力の強化
- 老朽建築物の解体と耐火性の高い建築物への建替え 取組2
- 延焼遮断帯の形成
- 公園の整備
- 不燃化強化路線の指定 取組4
- 課題を多く抱える地区の改善
- 復興まちづくり業務の円滑化に向けた取組 取組5

2 取組効果と指標

令和14年度までに対象地域において5つの具体的な取組を進めた場合、24時間の焼失状況は下図のように想定されます。

令和4年度時点の図と比較すると、令和14年度には全般的に焼失状況が改善しており、点線で囲んだ延焼危険性が高い地域は特に改善が見込まれます。

10年間の取組効果



「横浜市地震被害想定」では地震火災により焼失する対象地域の建物棟数が64,000棟と想定されています。過去の震災では、発災直後に多くの火災が発生し、その後広範囲に燃え広がり、被害が拡大することから、まちの不燃化に取り組み、発災当日の延焼被害を抑えることが重要です。

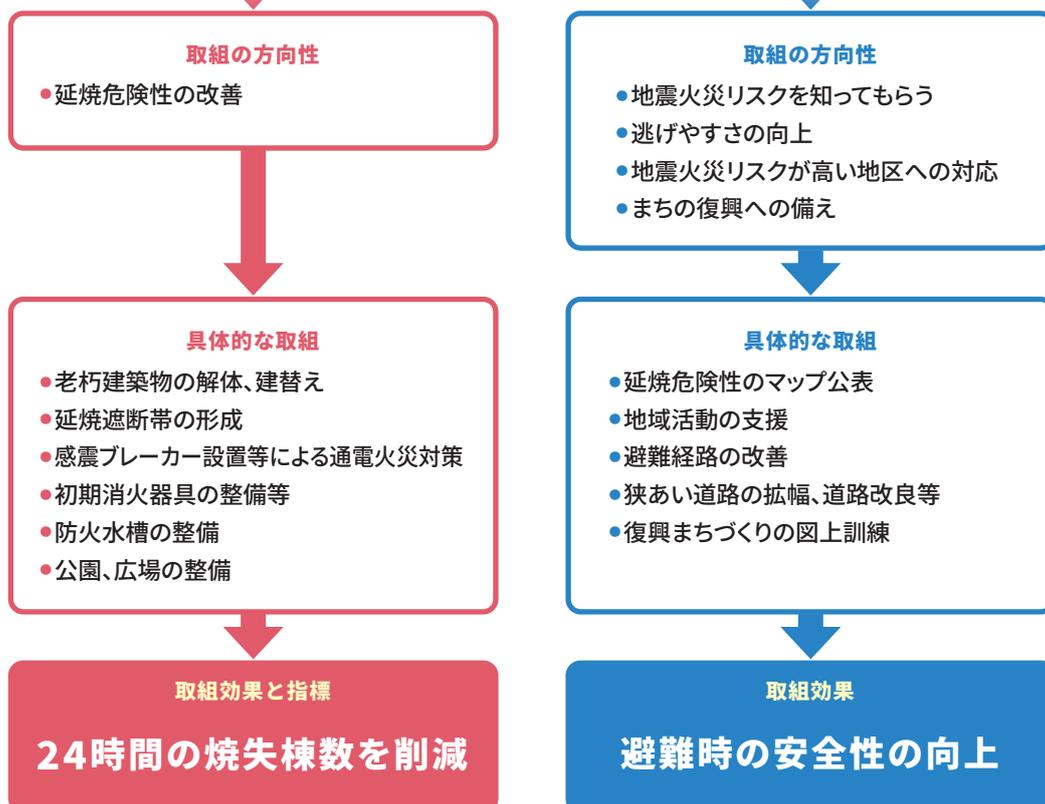
そこで、これまでの取組の実績を考慮し、発災後24時間の被害状況を延焼シミュレーションで分析したところ、現時点で24時間の焼失棟数は約7,000棟になります。これに対して、狭あい道路沿道の建て替え促進など、特に地震火災の危険性が高い地域において優先的に取組を進めることによって、7,000棟を5,000棟に抑えることができ、その結果、対象地域の建物約30,000棟の焼失を抑えることができます。

これを今回の新たな指標とし、これまでの取組のスピードを落とすことなく、減災目標の達成に向け、地震火災対策をより効果的に進めることで、地震火災被害のない、市民が安心して住めるような「燃えにくく、住みやすいまち」を実現します。

目指すまちの姿と取組の体系

目指すまちの姿

燃えにくく、住みやすいまち



6章

地震火災対策の進め方

地震火災対策計画で示した具体的な取組を確実に推進し、また地震火災リスクの状況変化に対応する取組を行うため、以下のように計画を進めます。

1 取組の評価

建築物の建替えや道路の整備など、まちの状況が変化するとそれに応じて地震火災リスクも変化していきます。また、地震火災リスクは、地震火災対策の取組を通じても変化することから、変化に柔軟に対応した取組を講じていく必要があります。

そこで、定期的に土地利用状況等を把握するほか、計画期間中に中間評価を実施することで、必要に応じて取組を見直し、着実に地震火災対策を推進します。

評価の流れ

- ① 概ね2年ごとに、建築件数や道路状況等を分析し、密集市街地の土地利用の動向を把握します。
- ② 計画策定から概ね4年後には、各取組の進捗調査や焼失状況の分析を行う「中間評価」を実施し、取組効果を延焼シミュレーションで検証し、取組の進捗によって見直しや強化策の検討を実施します。
- ③ 計画策定から概ね8年後には、中間評価と同様の分析を行った上で「総合評価」を行い、次の対策に向けた検討を実施します。

中間評価と総合評価の結果を広く公表することで、横浜市と市民がそれぞれの意識をさらに高め、目指すべき姿の実現に向けた具体的な取組を進めます。

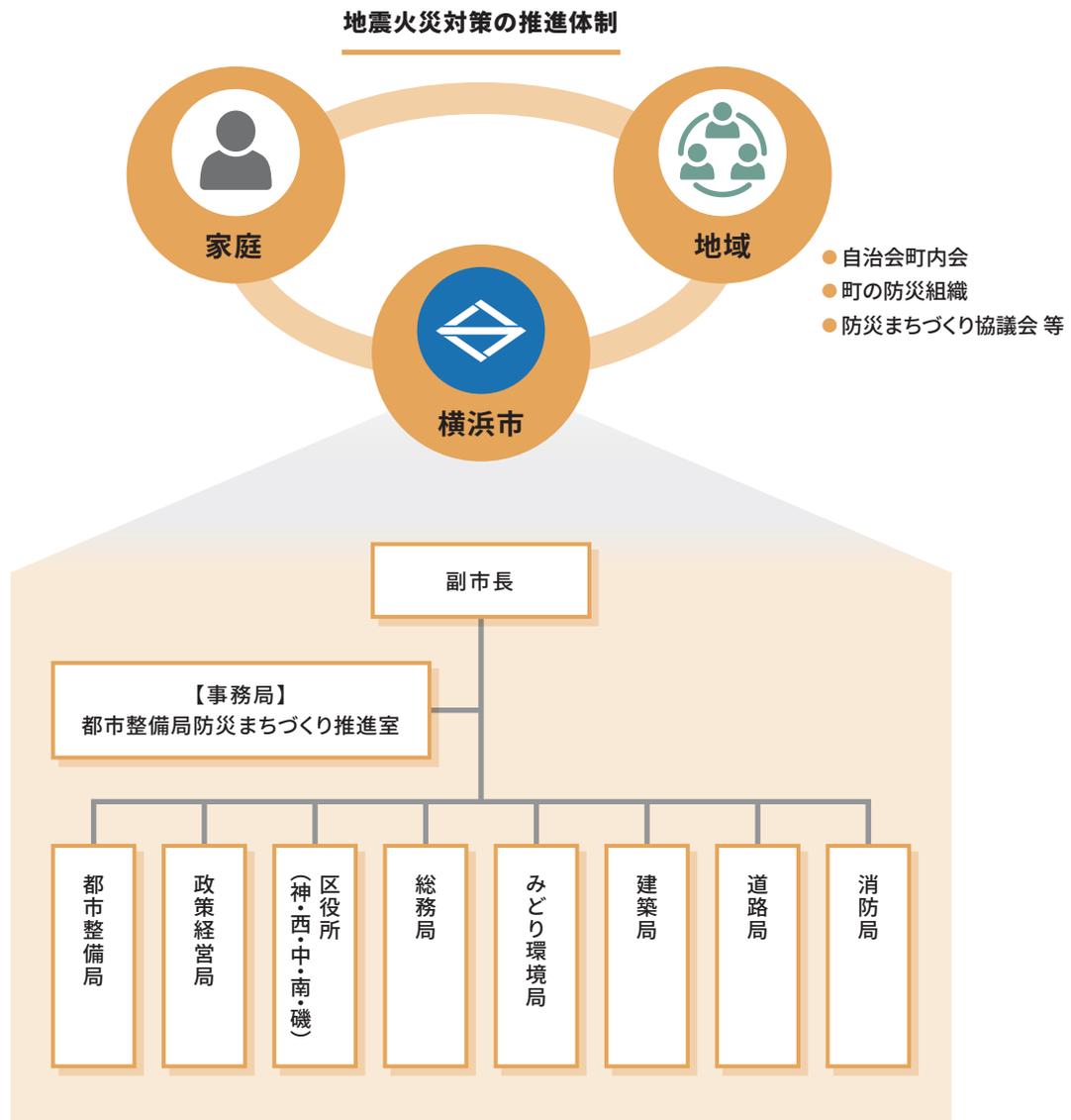
地震火災対策の進め方と評価



2 取組の推進体制

地震火災対策は、まちづくりを通して地震時の火災による延焼被害を軽減させるものとして、横浜市と市民が一体となって総合的に取組を展開することが重要になります。それぞれの地震火災に関する理解や意識を高めるためにも、横浜市が先導して地震火災対策を進めていく必要があります。

そこで、地震火災対策を横断的かつ継続的に進めるため、プロジェクト体制により、関係区局が包括的に対策を進めます。



用語解説集

あ

インフラ(基盤)

インフラストラクチャーの略称。道路や公園、鉄道、上下水道など、都市の様々な活動を支える最も基本となる施設のこと。基盤ともいう。

延焼遮断帯

地震火災による延焼の被害を防止するため、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設とこれらに近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間のこと。

か

家具転倒防止器具

地震発生時に、家具の転倒や落下等によるけがの他、電気機器等への倒れこみによる火災の発生を防ぐための器具のこと。

感震ブレーカー

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具のこと。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段である。

旧耐震基準

1981(昭和56)年5月31日以前の建築基準法に定める“耐震基準が強化される前“の基準のこと。旧耐震基準によって建てられた建築物は、耐震性が不十分なものが多く、大規模地震時には倒壊などの可能性が高くなっている。

狭あい道路

幅員4m未満の狭い道路で、一般の交通の用に供される道路のこと。

日常生活をしていくうえで、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたすおそれがある。

共助

地域で助け合うことを「共助(地域の役割)」という。自分自身や家族で備えることを「自助(一人ひとりの役割)」、行政が行うことを「公助(行政の役割)」といい、災害対策の基本となる行動のことを指す。

減災

災害による被害を最小限に抑える取組のこと。1995(平成7)年に発生した阪神・淡路大震災の経験から、「災害や災害による被害は生じるもの」という前提に生まれた事前対策の考え方。

減災目標

大規模な地震や津波などが発生した場合でも、被害をより一層軽減することを目的とした、横浜市防災計画(震災対策編)における目標のこと。「被害を最小限に抑える」、「発災時の混乱を抑え、市民の命を守る」、「被災者の支援と早期復興を図る」を基本目標とし、それぞれの目標達成のための施策を設定している。当初、対象期間は平成25年度から令和4年度までであったが、令和9年度まで延長し、減災に向けた取組をより推進している。

建築制限区域

災害が発生し、被災したまちを復旧・復興する際に、無秩序な再建による事業の影響を未然に防ぐため、建築基準法第84条に基づいて指定される区域のこと。

広域避難場所

大地震により発生した火災が多発し延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所のこと。

広域避難場所は、大規模火災時に避難する場所で「横浜市防災計画」によって定められている。なお、一時(いっとき)避難場所は、一時的に避難して様子を見ることや広域避難場所へ避難するために地域住民が集結する場所で、自治会町内会が選定する。

さ

自助

自分自身や家族で備えることを「自助(一人ひとりの役割)」という。地域で助け合うことを「共助(地域の役割)」、行政が行うことを「公助(行政の役割)」といい、災害対策の基本となる行動のことを指す。

地震時等に著しく危険な密集市街地

密集市街地のうち、地震時等に大規模な火災の可能性がある、道路閉塞によって地区外への避難が難しく、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な密集市街地のこと。

全国の危険密集市街地は、令和3年3月時点で約2,220haあり、横浜市内には約355ha存在する。

国は令和12年度までに、危険密集市街地の概ね解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化を掲げ、危険密集市街地をもつ都市は、それぞれ取組を進めている。

住生活基本計画(全国計画)

住宅政策の指針となるもので、住生活基本法第15条第1項に規定する「国民の住生活の安定の確保及び向上の促進」に関する基本的な計画のこと。

国は令和3年度から令和12年度までを計画期間として定めている。

準耐火建築物

外部からの火を一定時間防ぎ、かつ内部からの火を他の部屋や外に燃え広がらせない性能をもった建築物のこと。木造建築物の場合、柱やはり、壁などの建築物の重要な部分をせっこうボードなどの不燃性の材料で覆い、窓などの開口部に網入りガラスなどの防火設備を設けることで準耐火建築物となる。

消火栓

消火活動に必要な水を供給するための設備のことで、地盤面下のマンホール内に設けられている地下式消火栓が一般的である。

消防水利

防火水槽、消火栓、プール、海や河川など、消防用の水の供給設備の総称。

消防ポンプ車

消防車として一般的に広く知られている車両のことで、消火活動の中心となる。車両にはポンプがついており、ホースをつなげて放水活動をする。

初期消火器具

消火栓を使用した消火器具のことで、地域住民の協力により火災発生の初期の段階で消火活動を行うことができる。「初期消火箱」と「スタンドパイプ式初期消火器具」の二つの器具があり、どちらも消火栓にホースを接続し放水して消火を行う。

その中でも「スタンドパイプ式初期消火器具」は、消火用ホースなどの必要な機材をすべて台車に積載した移動可能な消火器具であり、機動性に優れ、広範囲での活動が期待される。

た

耐火性の高い建築物

構造上重要な部分が不燃材等で作られた、または覆われた建築物のことで、火災が起こった際でも一定時間倒壊せず、火に耐えられる性能をもつ。建築基準法等で規定する耐火建築物、準耐火建築物、延焼防止建築物、準延焼防止建築物といった耐火性能が強化されている建築物はこれにあたる。

地域防災拠点

災害が発生した場合に、避難や安否確認、被害情報収集のほか、救援救護等の応急活動の拠点となる施設のこと。指定避難所ともいう。

横浜市では、身近な小中学校等を指定しており、防災備蓄庫の設置、防災資機材・食料等の備蓄を進め、また、被害情報等の情報受伝達手段として、各拠点にデジタル移動無線を配備している。

た

地籍調査

土地の地番、地目、所有者、境界などに関する調査・測量を行い、地図(地籍図)と簿冊(地籍簿)を作成すること。地籍調査で作成された地籍図等は個人や公的機関を問わず土地に関する行為の基礎データとして利用され、土地取引等の円滑化や災害時の早期復旧につながる。

特定建築物

旧耐震基準のうち、多数の者が利用する特定の用途(病院・店舗・事務所等)かつ一定規模以上の建築物、又は重要道路沿道の一定高さ以上の建築物のこと。

都市計画道路

都市計画法第11条の規定に基づき、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる都市計画決定された道路のこと。

は

復旧・復興

災害発生した後、災害以前の状態に戻すことを「復旧」といい、災害以前よりもまちを安全にしたり、産業を活発にしたりすることで人々の暮らしをよりよくすることを「復興」という。

不燃化

火災が起きにくい耐火性の高い建築物への更新や新築を促進し、火災が広がりにくい市街地を形成していくこと。

不燃化推進地域

不燃化推進条例に基づいて、地震火災が発生した場合、延焼により建築物に著しい被害が生じるおそれのある地域で、特に建築物の不燃化を推進する必要があるものとして、2015(平成27)年2月に指定した地域のこと。

当該地域内で建物を建てる際は、原則として「準耐火建築物など」以上とすることを義務付けている。詳細の位置などについては、ホームページもしくは資料集を参照のこと。

防火水槽

火災が発生した際に消火に用いるための水を貯めておくことを目的として建造された水槽。

防災まちづくり計画

地域まちづくりの推進を目的として地域まちづくりの目標、方針その他必要な事項を定めたプランのうち、特に地域の防災力向上のために策定された計画のこと

ま

まちづくりコーディネーター

横浜市に登録している専門家で、地域のまちづくりに関する知識と経験があるコンサルタント業や建築事務所の方などをまちづくりコーディネーターとして登録している。

防災まちづくり等を進める地域まちづくりグループ等の求めに応じて、勉強会や検討会、まち歩きなどに参加し、地域まちづくり団体の組織化やプランづくり・ルールづくり、合意形成の方法などについて、助言・指導等を行う。グループ等への派遣に要する費用は市が負担する。

町の防災組織

災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う自治会町内会単位の自主防災組織のこと。

ミニ消防車

軽自動車をベースに制作された消防車のこと。車両に積載されたポンプにより、密集市街地や狭い道など通常の消防車が進入できない地域での消火活動に威力を発揮する。ミニ車ともいう。

や

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例

狭あい道路の整備を促進するため、その幅員と通行に支障のない形状を確保することにより、安全で良好な住環境形成及び災害に強いまちづくりに寄与することを目的として1995(平成7)年に制定した条例。

狭あい道路のうち、地域の安全性及び利便性、並びに消防活動及び救急活動を考慮し、特に整備の促進を図る必要がある路線を「整備促進路線」に指定し、拡幅整備事業を進めている。

や

横浜市地震被害想定

横浜市防災会議が、「横浜市防災計画」における地震対策の基礎として作成する、想定地震の発生による人的、物的及び経済的被害の予測及び推計のこと。2011(平成23)年に発生した東日本大震災を経て、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、対策を推進する」という考えから、2012(平成24)年に、想定地震を見直し、地震被害想定を改めて行った。

横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針(地震火災対策方針)

2012(平成24)年に公表した「横浜市地震被害想定」を踏まえ、「火災による被害の軽減」を重点的な施策の一つとして位置付け、2014(平成26)年に策定した地震火災対策の指針。「地震火災対策計画」は当該方針をもとに策定された。

横浜市耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)に基づき、安全・安心な都市づくりを促進するため、旧耐震基準の建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、倒壊等による被害から市民の生命及び財産を保護することを目的として策定した計画。

横浜市中期計画

2040年頃の共にめざす都市像「明日をひらく都市」を実現するために、10年程度の中長期的な戦略と計画期間の4年間に重点的に取り組む政策をとりまとめたもの。

横浜市都市計画マスタープラン(全体構想)

都市づくりやまちづくりが目指す、まちの在り方を具体化するために土地利用を規制・誘導することや、道路や公園などのまちづくりに必要な事項を示し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための基本的な方針のこと。

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例(不燃化推進条例)

地震火災が発生した場合、延焼により建築物に著しい被害が生じるおそれのある地域で建築物の不燃化を推進するため、2014(平成26)年12月に公表した建築物の防火規制について定めた条例。

当該条例により、不燃化推進地域内においては、一般的な住宅のような2階建て以下・延べ面積500㎡以下の建築物についても、原則として準耐火建築物などとするを義務付けている。

※準耐火建築物など：耐火建築物、準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止性能を確保することができる建築物のこと。

横浜市防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、横浜市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「震災対策」、「風水害等対策」及び「都市災害対策」に区分し、3編で構成している。

「震災対策編」には、市域の震災による被害の予防などを目的とし、市内全域を対象とした減災目標を掲げ、目標達成に向けた施策や行動計画を設定している。2013(平成25)年には、「横浜市防災計画(震災対策編)」に掲げられた減災目標を達成させるためのアクションプランとして、横浜市地震防災戦略を策定した。

ら

路線型整備

狭あい道路の拡幅整備の際、路線ごとにその一定区間を一斉に整備すること。

改訂履歴

第1版 2023年4月発行：初版

第1.1版 2024年4月発行：機構改革による局名の変更等

横浜市都市整備局



2023(令和5)年4月

発行 横浜市都市整備局防災まちづくり推進室防災まちづくり推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話 045-671-3595 FAX 045-663-5225

一部改定:2024(令和6)年4月